

令和6年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和6年9月4日（水） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻君	6番	川岸	真喜君
2番	一之瀬	浩治君	7番	富永	勉君
3番	大谷	重温君	8番	山口	久男君
4番	近藤	勇君	9番	神細工	宗宏君
5番	木下	茂樹君	10番	菅森	照雄君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保久良君	産業環境課長	野村博君
教育長	山中健一君	地域整備課長	飯尾俊一君
会計管理者	岡田伊久人君	学校教育課長	伊東瑞江君
企画課長	藤本一之君	教育総務課長	谷川嘉崇君
総務課長	本多正浩君	生涯学習課長	竹田幸司君
税務住民課長	小菅俊二君	監査委員	寺西久和君
福祉保健課長	林優子君		

◎議会事務局

事務局長	大岡まゆみ	書記	渡邊美和
------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしく願いをいたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、9番、神細工宗宏議員の質問を許します。

9番、神細工宗宏議員。

〔9番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○9番(神細工宗宏君) 議席ナンバー9番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今回の台風10号に当たり、日本各地では大きな被害が出ています。被災地の皆様に心からお見舞い申し上げます。幸い多賀町への影響はほとんどありませんでしたが、当初の予報では稀に見る勢力で近畿を直撃するという予報でしたが、台風の迷走により警戒の判断や避難所開設時期の判断が難しかったと思いますが、最終的には適切な時期に避難所を開設していただきましたことに対し、役場職員の皆様に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは一般質問に入らせていただきます。

一般質問の一問目、農産物等の直売所建設検討委員会の立ち上げは。

昨年6月議会に提出されました請願、地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置を求める請願に対し、議会では賛成多数で採択すべきとの判断を出しました。私はこの件について昨年12月議会でも質問し回答を頂いておりますが、今回も引き続き検討委員会の設置状況について質問いたします。

毎週開催される駅前のもんぜん市には私は行っております。開店の9時前には20名ほ

どが開店を待ち、新鮮な野菜や花等を購入されており、その後も買物に来られる方がたくさんおられます。近江鉄道で観光に来られるお客さんも興味を持って見ておられますが、荷物を持つての観光はしたくないのか、購入されることは少ない状況です。私も買わせていただいておりますが、半日の営業では時間が短く、来客者は近所に住む多賀町内の方が大半です。やはり人が多い場所でないとか客数も少なく、多賀の生産者がもんぜん市に持ち込まれる数も限定的で、その結果、多くの品物は他の市町の道の駅や野菜館へ流れてしまいます。

多賀ニンジンや多賀そば、そして最近ではイチゴやシャインマスカットなどの商品が生産されていますが、これらを地元の特産品とするためには、やはり地元で販売実績を上げて、他の市町の道の駅や野菜館から受注を頂くことが必要であると思います。

多賀町が本気で商品の特産化を考えているなら、観光客や他の市町から買いに来られる直売所の建設を真剣に考え進めるべきだと思います。その上で以下の質問をさせていただきます。

1 つ目に、地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置の現状をお聞きます。

2 つ目に、多賀町で収穫される産物を特産化するためどの程度力を入れているのか、事例をもってお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 神細工議員のご質問、農産物などの直売所建設検討委員会の立ち上げはについてお答えいたします。

1 点目の地元生産者が販売できる直売所の建設に向けた検討委員会の設置の現状についてであります。検討委員会を多賀町直売所建設に向けた検討委員会と称し、多賀町の農産物の普及啓発および農産物の販路促進のため直売所の建設についての検討を行うことを目的とし、必要な調査、審議を行う組織として委員会を設置したところでございます。

また、同委員会の設置要綱において、委員構成は10人以内と定め、農業者の代表として5名、多賀もんぜん市から2名、多賀町農業委員会より1名、ほかに東びわこ農業協同組合と滋賀県湖東農業農村振興事務所より各1名、合わせて10名の方に委員就任のお願いをしております。

会議につきましては、9月20日に第1回目を開催し、現状と今後の課題の把握、実際に出荷されている方へのアンケート項目などご協議、ご検討を頂く予定であります。

次の2点目の、多賀町で収穫される産物を特産化するためどの程度力を入れているのか、事例を持つての説明についてであります。多賀町の農産物で特産化、特産物として定着しているのは、多賀産米、多賀ニンジン、多賀そばであります。

多賀産米につきましては、多賀町にはもともと人の力では作り出せない自然の恵み、

鈴鹿山系の清流と気候があり、良質米を生産できる地域であります。そこで、多賀のうまい米コンクールを継続して実施し、さらに米・食味分析鑑定コンクール国際大会にも出品し、食感だけではなく数値の裏打ちをもって良質米の生産地であることの情報を発信してまいりました。また、米・食味分析鑑定コンクール国際大会で殿堂入りされた方の営農指導を受け、より付加価値のある多賀産米の取組を進めていただいております。

多賀ニンジンにつきましては、気候、寒暖の差が作物に刺激を与えて甘みを引き出す糖度の高い良質なニンジンと好評であります。生産者の方にとっては酷暑の中での播種、厳寒の中での収穫と、大変厳しい作業となりますので、種子代の補助や国の交付金を活用し、ほかにも収穫時の洗浄機、選別機の導入などのご支援をさせていただいております。

多賀そばにつきましても、気候、風土の恵みを受けながら、近畿有数の作付け面積を維持していただいております。しかしながら、そばは気候の影響を受けやすく収量が不安定な作物でもありますので、引き続き経営を安定していただくために、国の交付金のほかに毎年種子代の補助、受粉効果を上げる助成、環境こだわり農産物としての補助を行い、また令和5年度にはコンバイン1台の購入にご支援をさせていただいております。

ほかにも、多賀町特産物振興連絡協議会に多賀そば部会、多賀ふるさと米部会、多賀町蔬菜園芸組合、多賀ササユリ部会、桃原ごぼうブランド化チーム、多賀もんぜん市、多賀ニンジンクラブ、多賀ぶどうクラブの8団体に参画していただき、ご意見などを伺い、特に令和2年度から新たに始まったシャインマスカットの取組では、県の普及員による技術指導から良質の品を、また多賀ライスセンター横のぶどうトレーニングセンターでは、町内の4名の方が取り組まれていることから、多賀町が誇る自然の味覚となるよう、徐々に特産化につなげていきたいと考えております。

いずれの農作物においても、生産者の皆様には大変ご苦労いただいている上で、特産品として定着するまでには長年を要し、また地道に取り組まれてきた成果と承知しておりますので、引き続きご支援は必要と考えております。

議員ご質問の農産物などの直売所建設検討委員会の立ち上げはについての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。メンバーは10名の構成委員で立ち上げたということですが、このメンバーでの第1回目というか、キックオフはいつ頃を考えておられますか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 第1回目は9月20日でございます。当初予算でも委員会の設置の予算を頂いておきながら開会のほうが遅くなっておりますけれども、9月20日に第1回目を開催させていただく予定でございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。特産品の多賀米にこまるだと思いきけど、それと多賀そば、多賀ニンジン、そして最近のシャインマスカットに関しまして、特産化に向けての取組、ご丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

再質問に入りますけども、農産物の直売所建設に関して、今、多賀町が考えている課題とこれから検討が必要と思う項目は何だと思っておられますか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 委員会のほうで委員の皆様からのご意見が基軸になろうかと思いますが、私どもで今、想定、考えております課題的なところで申し上げます、まずは現在、出荷されている方の熱い思いは確かにございます。こちらのほうが、ただ今般、離農者が、農家に携わる方が減っていかれる中で、またそれを受け継いでいただける方がおられるのかという人的な話がございます。また出荷料につきましては、出荷していただく量につきましては、やはり獣害の被害が絶えないところでございますので、なかなか露地野菜のほうでの展開というのが難しいかなというふうにも考えております。また、家庭菜園を拡充して出荷されている方も中にはおられるのかなというところになりますと、やはり直売所という大きな看板の中で町外からの方をお招きするという話になると、当然、今までのように品質のほうを維持していただくとともに、また更に品質を向上していくような仕組みも必要になるのかなというふうな考えがございます。やはり消費者視点で見ていただきますと、やはり買物に来られたときに物が品切れの状態という形ではなかなか次にお越しいただけることができないのかなということを考えますと、人的な話、また物的な話、建物に関しましては、昨年、神細工議員のご質問の中にもございましたが、直売所と土産物を合わせたような複合施設のなところ、これも貴重なご意見と考えております。私も以前、直売所をいくつか回らせていただいたんですけども、直売所でも農産物のほうがごく僅かで、ただ建物の敷地面積が多いがために地元の土産物以外、中には県外の土産物を置かれているようなところがございました。そうしますと、今、直売所の建設に対して熱い思いを持っておられる方の形とは若干変わるようなことであろうかと思っておりますので、そのようなことを委員会のほうで皆様のご意見を伺いながら進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今言われたように、後継者の問題とか、出荷量の問題、あといろいろな問題はありますが、この検討委員会の方のほうで知識はたくさん持っておられると思うんで、その中でいろんなご意見が出てくると思いますけども、私が今考えているものでは、やっぱり立地条件、集客力に直接影響しますので、交通の便が良い場所や観光地に近い場所が望ましいんじゃないかと私は考えております。また、建設には多額の資金が必要となりますし、建設後も設備の維持管理、従業員の給料、電気代、水道代などのランニングコストの問題もあろうかと思っております。先ほど言われた供給の安定性、それが必要だと思いますし、直売所周辺の競合する店舗が

ある場合には、価格競争というか、そういうものも考えなきゃいけないかなというふうには思っております。地場野菜や果物の品質を一定に保つことが重要なので、新鮮さや味を保つための保管方法、保管施設、そういうものも必要かと思っております。また、地元農家との密な連携が必要になってきますし、先ほど言われた後継者の問題もそこに関わってくるかと思えます。また、場合によっては、食品の安全基準や衛生管理との規則に対応する必要が出てきますし、あとマーケティングといいますか、地元の人々や観光客に直売所の存在を知ってもらうために効果的なマーケティング等、宣伝というのが必要やと思っております。これは特に新規開業時に重要であり、SNSや地域イベントも連携して認知度を上げるということが大切かなというふうに私は考えております。この辺はこれから検討していただきます検討委員会のほうで考えていただければと思っておりますが、やはり行政側にしっかりした課題の認識がないと、これから進める検討委員会の方向がずれる可能性があるため、しっかりした課題、問題を持っておくべきだと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） いろいろと課題のほうおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。確かに今お話のあったところ、十分な課題でございます。子ども議会の際に、多賀町の特産物についてご質問いただきました。確かに、その子ども議会でのご質問を受けて、当課のほうで今再度、この情報発信の仕方というところについて何か手だてができないのかというところで、今、ホームページのほうでコンテンツを使いながらの情報発信、ただ素材のほうは、今まで職員のほうで自分で作ったようなものとかがございます。またその後にはちょっとほかの自治体のほうを参考にさせていただいたところ、特産物のパンフレットを作っておられるような自治体もございました。実際に行動してみたいところですが、当年度もう実行予算がないことがございます。特産物振興連絡協議会として組立てをしてみたいところではございますが、既に総会が終えておりますので、今すぐに着手できないところではございますけれども、皆様への情報発信については考えていきたいなと。また、立地条件等につきましても、観光客を対象にというお話がございましたが、なかなか多賀の観光というのは観光通過点と言わざるを得ないところがございます。その点で、買えられるところで購入されてバスの中でお持ち帰りいただくというのが理想ではございますが、こちらのほうについてもある意味、観光とのタイアップということで考えていくことになろうかと考えているところでございます。直売所、こちらのほうについても昨年の12月議会に神細工議員のお話がありました。直売所は地域のコミュニティの場でもある、そのことを考えますと必要などころであるかと思えますけれども、大きな箱物でいいものか、今の現状に応じたような直売所のほうがいいのか、また直売所単独のものなのか複合施設的なものか、いろいろな多方面のほうから慎重に考えていきたいと考えております。認識のほうについては皆様の意見と擦り合わせをしながら固めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。最近では若い世代の方が取り組んでおられる方もおられますし、もう既にSNSを利用したプロモーションというか、発信もしていただいておりますので、そういうのを広げていっていただきたいて、多賀の特産品、あるいは有機栽培の野菜等のアピールをしていっていただきたいと思います。

また、検討委員会につきましては、まず建設ありきで考えていただきたいと思います。できない理由を探すのではなくて、どうすればできるかというのを考えていくというスタンスでお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で1問目の質問は終わらせていただきます。

では、2問目の質問に入ります。2問目は多賀町老人クラブ補助金についてです。

7月10日、多賀町老人クラブの全体会議が開催され、その中で各団体からのアンケート結果の説明がありました。悩みの中で一番多いのが、新規会員が増えないための会員の減少で11団体ありました。続いて多いのが、会員の高齢化、その次が定例会や行事の参加者の減少というものでした。

私と思う原因は、年会費を納めて除草とか清掃活動だけを行う活動を、コロナのせいもあり5年程度強いられた現状もあるかと思っております。そういうことがあり、年齢に達しても老友会に入らない若い世代と、途中退会者が多くなっている現状による老人クラブの魅力の低下が考えられます。

私も川相老友会の会長です。この危機を乗り切るのは各団体も同じ考えだと思いますが、課題の1つに活動費の減少があると考えます。

多賀町の老人クラブの補助金は県に準じて交付されており、据置きとなっています。川相では幅広い年齢層から成り立つ組織のため、年齢・体力・趣味を考慮した複数部会を設立し、より充実した組織にするために、各部会の活動補助金の増額を図り活発な組織にしたいと考え、活動事業費補助金増額の要望書も提出いたしました。また、今年5年ぶりに開催した川相老友会の懇親会の場で、様々な事業の提案がありました。

このような事業を含めた活動を、僅かな補助金だけでは運営できないため、会員からの会費を徴収していますが、それでは今後の充実した活動には資金が不足します。会費の値上げも検討しましたが、12年前と比較し物価は高騰しており、年金が少なくなる現状を踏まえ、会員への負担はできるだけ避けたいと考えます。

町の活動補助金は、現在、30人未満が2万8,800円、30人以上が3万7,200円の2段階方式であります。川相では現在68名の会員ですが、年度初めに正副会長が対象者一人一人に勧誘に回らせていただき、会員80名を目指しております。しかし、現状の補助金要綱では、会員が増えれば増えるほど一人当たりの補助額が減少していきます。そこで、どの組織にも均等に支給できるよう、均等割プラス会員の人数割、活動割等、会員数や活動に即した補助金を検討していただきたい。

多賀町では、老人の健康維持、健康年齢を伸ばそうといろいろな施策を考えていてくださることは理解しています。しかし、住み慣れた地域で気心が知れた仲間との交流に勝る活動はないと考えています。町の高齢者対策、健康寿命の延伸を図るためにも、補助金制度の見直しをお願いいたします。

この件につきまして、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、現在の補助金制度はいつから始まっているのか、また老人クラブの数の多かった時期の補助金総額と現在の補助金総額をお聞かせください。

2つ目に、多賀町の行っている健康寿命を延ばす活動と老人クラブの地域活動の効果をどのように評価されてるかお尋ねいたします。

3つ目に、老人クラブ活動事業費補助金の見直しを検討されているのかをお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 神細工議員からの多賀町老人クラブ補助金についての1点目のご質問、現在の補助金制度はいつから始まっているのか、また老人クラブ数が多かった時期の補助金総額と現在の補助金総額についてお答えいたします。

まず、老人クラブ補助金制度については昭和57年度から開始され、老人クラブ数の多かった時期としては平成13年度前後でありまして、30クラブが存在しておりました。当時は滋賀県老人クラブ連合会にも加入していたため、町にも連合会事務局を設置し、その事務局の人件費も含め、補助総額300万円から350万円が支出されておりました。その後、平成22年度に多賀町老人クラブ連合会を解散することとなったことで、平成23年度から現在の補助単価になり、補助総額は100万円前後となっております。

2点目のご質問、多賀町の行っている健康寿命を延ばす活動と老人クラブ等の地域活動の効果の評価についてお答えいたします。

当町において、それぞれの活動についての効果を評価することは難しいと考えますが、総合的な取組としましては、多賀町では平成23年度から新しい介護予防事業に取り組み、事業を拡充しながら継続しております。多賀町における介護認定率を評価指標と見ますと、平成23年度には最も高く18.3%であったのが、現在の介護認定率は全国平均で19%、県平均で18%である中、多賀町の介護認定率は15%台まで下がっており、このことは介護予防の成果として評価できると考えております。ただし、この結果は介護予防事業だけと言い切れるものではなく、当町では各地域で老人クラブやふれあいサロンなどの活動が行われており、また個人での健康づくりや介護予防への取組なども影響しているものと考えております。

なお、今後は要介護認定率だけではなく、医療保険ならびに介護保険の給付費や、元気な高齢者の健康である割合であるはつらつシニア率などについても注視していくべきと考えております。

最後のご質問、老人クラブ活動事業費補助金の見直しについてお答えいたします。

まず、各老人クラブでは、会員の減少、新規会員の確保、会員の高齢化による活動継続の困難等、全国的にも共通の課題を抱えている状況の中、今ほど神細工議員のほうからありました川相のように、活動的な老人クラブに向けての改革に取り組んでいただいていることは大変ありがたいことでございます。

一方で、人員不足等により活動自体が厳しい、そのために補助金を達成するための活動が厳しくなってきた、また補助金申請の手続が面倒なため補助金は受け取らず活動するなどの声を頂いております。

今後はこのような現状も踏まえつつ、多賀町内の各老人クラブの活動が魅力ある活動となり、結果としていつまでも元気で活動できるはつらつシニアの増加につながるよう、活動的な老人クラブにつながるような適正な支援ができる仕組みについて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。今までの経緯等、詳細に答えていただきまして、ありがとうございます。現在のシステム、補助金は、平成13年頃に30クラブ存在したということですね。現在の補助金になったのが平成23年からということでした。平成13年の30クラブから現在何クラブになってるか教えてください。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度の実績としまして、30人未満のクラブ数が10クラブ、30人以上のクラブが15クラブ、合計25クラブが存在しております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。現在25クラブがあるということですが、全国でも減少の傾向にあるということですが、この前もある方とお話したときに、もう認知症になるとみんなに迷惑かけるので退会したいという方がおられました。しかし、川相ではそういう方も含め、それを進めない方向でみんな寄って話し合うような部会もございます。そういう認知症予防、あるいはこれより認知症が進まないようにするような活動もしていきたいと思っております。

2020年の調査で、多賀町の65歳以上の高齢者人口は2,464人でした。2024年のデータではありませんが、2020年の多賀町の人口は7,274人で、人口割では33.9%が65歳以上、2024年も比率としては大差ないと考えております。多賀町の人口の約3分の1が老人クラブ対象者と言っても過言ではないと考えております。私がこの9月議会で今回の質問を選んだ理由は、この時期であれば令和7年度予算

に反映できるのではないかという思いで質問させていただきました。令和7年度に補助金を改定するという可能性はありますでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の老人クラブの補助金の改正につきましては、このはつらつシニアプラン、令和6年度から向こう3年間の計画の中でも、老人クラブの活動助成事業に対する経費のことについてや活動に対しての支援体制を行うということがこの計画の中にもしっかり書かれていますので、この3年間では必ず補助金については改正する予定にはもともととなっております。これから、各老人クラブによって状況がかなり違いますので、各老人クラブの実態調査をまずはした後に、いろんな課題をもう一度洗い直して、神細工議員が求めている、私たちも求めているところは同じところを目指しておりますので、魅力ある老人クラブの活動に向けてできるだけ早い時期に、補助金の改正がどういう形であるのが一番良いかということを検討して進めてまいりたいと思います。令和7年度予算に間に合うかどうか、今ここで結論を申し上げることはできませんが、できるだけスピードを持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 神細工議員。

○9番（神細工宗宏君） ありがとうございます。はつらつシニアライフプランの中にそういう要綱も盛り込んでいるということで、令和7年度に上がるか上がらないか分かりませんが、可能性はあるのかというふうにちょっと思いました。高齢者社会になってますので、高齢者に対するそういう補助金について今後ともよろしく検討していただきたいと思います。

これをもって私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 次に、3番、大谷重温議員の質問を許します。

3番、大谷重温議員。

〔3番議員 大谷重温君 登壇〕

○3番（大谷重温君） 議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。2問質問させていただきます。

1問目、動橋から多賀福祉会館の間の多賀小学校通学路の安全対策について。

絵馬通りから動橋を通過して多賀福祉会館までの多賀小学校の通学路の歩道の状況ですが、一部に縁石のあるものの、半分以上路側帯もなく、毎日の多くの児童、422人の多賀小学校のうちの242名が利用しておりますが、その安全の危惧がされております。車の通行量もかなり多く、テレビのニュースで報じられているような事故が起きないか心配でなりません。そこで質問させていただきます。

1、このような道路の形態になったそもそもの理由が、一部地権者との交渉がうまくいかず十分な道路幅が確保できなかったと聞いておりますが、今でも地権者との交渉は

不可能なことなのでしょうか。

2 番目、現状のままで縁石の設置は可能でしょうか。

3 番目、縁石が不可能でしたら、ガードパイプ等の設置ができないでしょうか。

以上の3問です。よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 大谷議員の1番目の動橋から多賀福祉会館の間の多賀小学校通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の今でも地権者との交渉は不可能なことかについてですが、平成23年度に町道多賀月之木線の道路改良工事を施工し現在の道路の線形となりましたが、歩道未整備区間の工事を実施するため、その後も地権者との接触を試みてまいりました。

直近では、令和2年度に教育委員会と地権者との間で話をされたとのことですが、用地買収が困難な状況に変わりはなく現在に至っております。

2点目の現状のままで縁石の設置は可能かにつきましては、現状の車道部内に縁石を設置するには隣接する民地への乗り入れ部の工事を行う必要があるため、車道沿い縁石部が全体的に続く施工とはならず、併せて地権者との協議が必要となります。

また、縁石の設置により通行幅が狭くなり、車両の通行速度が通減する効果は期待されますが、車両同士の対向がスムーズにならず、通行車両の安全が確保できないと同時に、縁石の長さにもよりますけども、動橋手前での児童の安全確保が懸念されるため、設置は困難と考えます。

3点目のガードパイプ等の設置は可能かにつきましても、2点目の縁石と同様の理由が生じることから設置は困難と考えております。

最後になりますけども、未整備区間については用地買収（用地購入）は行わず、令和7年度に現町道の中での安全対策を検討しており、併せて国への新年度要望を現在しているところであります。なお、この部分での通学路の安全対策については、あくまでも町道敷きの中で、水路（側溝蓋付）を設置し、舗装およびグリーンベルトの明示により、通学路の区分けを考えております。

引き続き、通学路の安全確保に向け鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） 7年前か8年前になるんですけど、私、多賀の副区長をやっていたときにも、直接、地権者の方にお話をさせていただきました。そのときに副町長もお話をしていただいたみたいなんですけど、そのときはちょっと頑として聞き入れていただけなかったというあれがあるんですけど、再度、例えば何人かというか、もう一度交渉に行ってもらえるようなことは可能でしょうか。例えば、町長、私、その他何人か、

もし行っていたら効果もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

一度、地域整備課のほうで連絡を、接触を試みてみまして、その歩道設置に向けた取組について、再度、用地の話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ガードパイプの設置についてなんですけど、値段的にはそんなに高くない安価なもので設置しやすいというのはお聞きしてるんですけど、それが設置できないというのは、やっぱりその道路幅確保ができない、不十分やという理由でしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 先ほど答弁させていただきましたけども、現状の車道の中で、動橋付近につきましては道幅も福祉会館よりは現道幅はありますけども、やはり全体的に見まして、今の現状の車道の中で縁石もしくはガードパイプ等の設置によりますと、やはりどうしても通行される車両につきましては、安全面を考えられる場合で通減されて速度を落とされる場合もありますし、そういった意味もありますけども、やはり道路幅が狭くなってきて車同士の事故につながっていく、それがまたひいては通学される児童とかに及んでいくんではないかと。昨日もちょうど集団下校される時間帯ですけども、3時半頃ですかね、現場のほうに行っておりましたけど、やはりもう歩道からはみ出しそんな感じでの人数の生徒が歩道内を歩いておりましたので、私も少し危険だなという思いはしました。ない部分につきましては、やはり歩道を歩くんじゃないしに車道を歩いてますので、やはりどこかで区切りを付けないけません。それで先ほど答弁させていただきましたように、道路と設置されている歩道はあるんですけども、グリーンベルトによって色別させてもらって、児童も分かるし、また通行車両も分かるという形が一番ここは通学路区域になるというのと、また今、通られている多くの方は地元の方というふうに聞き及んでおりますけども、そういった方々にも気をつけていただいて通ってもらえればと、そういう明示をすれば今よりはましになるんじゃないかというふうに思っております。ガードパイプにつきましては、再度言いますけども、道路幅が減少するということで通行に支障をきたすということが考えられるためでございます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ちょっと教えてほしいんですけど、グリーンベルトというのはどのような形状のものでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

○地域整備課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

よく町道、県道など走っておりますと、左の路肩のほうに緑のラインの入った部分があります。それをグリーンベルトと呼んで、そこを児童ならびに生徒が歩いて登下校す

る場所でございます。アスファルトの上に緑の表示をしている部分ということがグリーンベルトになります。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。ただ、本当に多くの児童が毎日毎日通ってますんで、何か大きな事故があったら本当に心配ですんで、できるだけ何か対処をしていただきますようお願いいたします。以上です。

続きまして、2問目を質問させていただきます。

多賀町勤労者体育センターについて、長年にわたり老朽化し利用が禁止されている勤労者体育センターですが、その処分方法について質問いたします。

1番目、雨漏りが激しく、以前から解体の計画もあると伺っておりますが、その予定は決まっておりますでしょうか。

2番目、解体後の跡地利用の計画が決まっておりますら教えてください。

以上、2問です。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 大谷議員の多賀町勤労者体育センターについてのご質問にお答えいたします。

1番目、解体の予定でございますが、現在、勤労者体育センターについては、議員ご指摘のとおり雨漏り等の老朽化が進んでおり、体育館としての利用はしておらず、事務所部分につきましては多賀町シルバー人材センターの事務所としてお貸しをして、利用をいただいている状況でございます。

現在、中央公民館の敷地に新たなシルバー人材センター事務所を建設中であり、今後、事務所が完成し移転が完了しますと、解体に向けて支障はなくなることになります。

このことから、今年度中に解体設計費の予算化をお願いし、来年度、解体に着手できるよう進めたいと考えております。

続いて2番目ですけれども、解体後の跡地利用の計画でございます。現在、具体の計画はございませんが、当該土地は多賀大社前駅が近くにあり、多賀スマートインターチェンジにも比較的近く、また今後整備が計画されております国道8号バイパスにも近い立地となり、多賀町の将来のまちづくりを考える上で、重要な場所であると認識しております。

このことから、土地の利用に当たっては、多賀町の今後のまちづくり、人口ビジョンなど様々な観点から調査研究するとともに、住民の皆様、議会の皆様とともに丁寧に協議をし、利用を考えていく必要があると考えております。

現状の動きとしましては、今年度、企画・福祉部署の職員を中心に、多賀町の現状の把握と課題の洗い出し、町全体を見据えたまちづくりに何が必要かなどを出し合い基礎資料を取りまとめております。今後、議会の皆様にも進捗をご報告させていただき、意

見を伺いながら取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。解体の費用というのはいかほどの見積りというか、予定でしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 解体費用につきましてですけども、現在、その工事単価とか廃棄物の処理費の変動が非常に大きい社会情勢でございまして、またアスベスト等の調査も必要でございますので、専門家による解体設計を経て解体費用のほうは出させていたいただきたいと思いますと考えておりまして、今現在この設計ができておりませんので、ちょっと申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。今、多賀大社前、いろいろ活気を帯びてきてまして、1つはクラフトビールのお店がオープンしました。そのお店というのはもと彦根で有名なレストランを運営されておりましたんで、そのお客さんというのはかなりの数、毎日来られております。先ほど神細工議員の質問にもありましたけど、駅前野菜の販売とかそういうなんにもたくさんのお客さんが来られていますし、その勤労者体育館跡をどう活用するのか、そういう具体的な前向きなというか、何か一大施設じゃないけど、そんな大がかりなものなくても、何かそういう人が野菜買いに来てくれたり、お店に行くのに散策するのに止められるような駐車場があったり、そういう具体的な発想がもしありましたら、将来設計じゃないけど、もし具体的な考えがございましたら教えていただけませんかでしょうか。もし良かったら、町長。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

○町長（久保久良君） それではお答えします。

次、山口議員がこの質問をしていただきますけど、やはり解体して隣の空き地ありますので、そうすると5反以上のかなり大きな土地を確保できますので、やはりあそこの一番弱点はアクセス道路、やはりアクセス道路をいかにつなげることができると、かなり立地的には恵まれた土地になるのではないかなと思っております。今言われるようにお店もできましたし、もんぜん市も週3日頑張ってやっていただいていますので、やっぱりあの辺りが一つの起爆剤、それこそ多賀大社側とともに一つ大きな人の流れができるような取組もできるのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりとこれから10年、15年後の8号バイパスができるその開発計画も含めてやっぱり連携していきますので、その中でどのような整備が、取組が必要かということもしっかりと、もう来年解体する、そしてもう更地になりますので、しっかりとどのような位置づけが必要かということも今から議員の皆さんにもご相談させていただきながら進めていく必要があるのかなと思ってます。

○議長（菅森照雄君） 大谷議員。

○3番（大谷重温君） ありがとうございます。今、危惧してますのは、多賀大社前から多賀大社に行かれる人が大体年間5,000人程度やということらしいんです。多賀大社の正面は多賀大社前駅ではなくて国道側が正面入口やと宮司もはっきり言っておりましたんで、そういうことに考えておられますと、今現在でもそうですけど、絵馬通り、多賀大社前から多賀大社までお店がもうほとんどありません。あと10年もすればお店がなくなるどころやなくて、今現在でも半分以上が独居老人の世帯ですんで、本当に10年もすればゴースタウン化してしまう可能性が多いにあります。だから、その空洞化を止める意味でも、多賀大社前駅の跡地の活用を真剣に検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で10時50分に再開いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、8番、山口久男議員の質問を許します。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） 議席番号8番、山口です。私は、第3回9月定例会に当たり、大きく次の4点について一般質問を行います。

まず最初に、勤労者体育センターの今後についてです。

先ほど大谷議員のほうからも質問がございましたんで、重複する部分があるかもわかりませんが、通告しておりますので、ひとつよろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

勤労者体育センターは1980年に建設をされて、今年で44年を経過しております。かなり古い施設となっております。令和元年2019年9月29日に、雨漏れなどで、先ほど答弁がありましたように閉館をされております。現在はシルバー人材センターの事務所として使用されております。中央公民館駐車場敷地内に多賀町シルバー人材センター事務所新築工事が進められており、今年の12月15日が工期となっております。このことにより、先ほど答弁もございました、質問もありましたように、勤労者体育センターはその後、空きとなります。その点について、以下、質問させていただきます。

先ほども答弁ございましたけれども、①、シルバー人材センター事務所の移転後の利用計画はあるのかという点について、先ほどの答弁では、今現在、基礎調査を行うというような答弁でございましたけれども、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

それから、解体の予定はあるのか、解体に係る概算費用はどの程度になるのかという点についても、解体の予定はあるけれども、解体の概算費用については総務課長の答弁では今のところお答えできないんだというような答弁だったかと思いますがけれども、せめて概算をどの程度、アスベストの関係とかいろいろあろうとは思いますがけれども、これ費用についてですので、財政の問題もございますので、大体どの程度の費用概算があるのかというのと、この議会の中で、できれば今の議会で答弁を頂ければと。これ、かなりの費用がかかるのかなというふうに思いますけれども、その点についてお聞きをいたしたいと思います。

それから、先ほど町長の答弁もございましたように、勤労者体育センターの延床面積は1,520㎡でありますけれども、その周辺部も含めると、町長の答弁では約5反と言われたんですかね、その裏、北側になりますので、あれ空き地は町有地ですので、そこを含めて5反なのか、それともこの勤労者体育センターの延べ面積が1,520㎡ですので、そこを含めての面積なのか、大体、もう一度確認をしておきたいと思いますので、その点についてどうなのか。

それから、跡地利用計画について、先ほど大谷議員との質問もございましたけれども、今後検討するんだというような答弁だったかと思いますが、この点についてもう一度再度お聞きをいたしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 山口議員の勤労者体育センターの今後についてのご質問にお答えいたします。

1番と2番につきまして関連いたしますので、併せてお答えをさせていただきます。

まず、シルバー人材センター移転後の利用計画があるかについてお答えをいたします。

施設全体が老朽化していることから、事務所移転後につきまして、今後の利用計画につきましてはございません。また、そのままにしておくことで維持管理費も相当必要であるということが予想されますので、来年度、解体に着手できるように進めてまいりたいと考えております。また、解体費用につきましては、先ほど大谷議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、現在の工事単価や廃棄物の処理費の変動が大きく、加えてアスベスト等の調査も必要でございますので、専門家による解体設計を経て解体費用についてはお示しをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

次に、総面積についてお答えをいたします。現体育館が建っている敷地面積が3,245㎡でございます。横の空き地が2,205㎡でございます、一体的な土地の面積につきましては合わせて5,450㎡ということになっております。

4番、次に移転後の利用計画でございます。大谷議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、現在、具体の計画はございませんが、当該土地につきましては多賀町の中心

地に位置し、多賀町の将来のまちづくりを考えていく上で大変重要な場所でありますことから、今年度は職員で現状の把握と課題の洗い出しを進めております。都度、議会の皆様にも進捗をご報告させていただき意見を伺いながら取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） それでは再質問させていただきます。

先ほどと重なる部分がありますのでちょっとはしりますけれども、公共施設総合管理計画を出されております。これは2016年に発表されて、今、私持っておりますけれども、この中にも体育センターの問題を抱えておりますけれども、この後いろんな、ちょっとこの質問と少し外れるかもわかりませんが、この公共施設管理計画の中で、この勤労者体育センターの問題と同時に、いろんなこれから施設の維持管理をどうするのかとか、解体をするのかとか、いろんな面で今後出てくるかと思えます。その1つとして、この勤労者体育センターの問題があるかと思うんです。その中で、やはり財源の問題というのは大事だと思うんですよ。公共施設管理計画の中で、これを廃止するのか、解体するのか、あるいは維持継続して老朽化対策を進めていくのかという、そういう計画がありますので、その中でしっかりとやっぱり財政計画を含めてきちっと計画を早急に立てるべきだったというふうに思うんです。ただ、今までシルバー人材センターが使われてましたので、それをすぐ解体するということはできなかったと思いますが、やっぱり公共施設維持管理計画の中で、この町の解体をするにしても、あるいはその利用するにしても財源が要りますので、どの程度の財源が必要なのか、解体の費用も含めて。あるいはこれから利用する場合、先ほどの答弁では5,450㎡というかなり大きな町域になりますので、その利用計画も含めてしっかりとやはり計画を立てて住民の皆さんに説明する必要があるのではないかなと。もう一つは、やはり駅前ですので、近江鉄道、多賀大社駅の何とか利用促進を図るためにも、それと併せて都市計画といいますか、駅前開発計画を立てて、住民の皆さんが納得できるような形での開発計画を立てていくのかと、財源の問題も含めてどのように考えておられるのか。この公共施設維持管理計画の中にはその具体的なことは書かれておりませんので、それについても併せてちょっとお聞きしたいなということです。それだけですので、総務課長よろしいですか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

財源の話ですけれども、概算の費用についてはちょっと今の物価の変動等がありますので正しい価格については申し上げられませんが、お答えさせていただいたんですけども、公共施設総合管理計画に除却をするということでお示しをしている施設ですので、その除却に当たっての起債については、発行するかどうかは別にして90%起債を発行する

ことができますので、その財源を見据えて一般財源だけで行くのか、ちょっと今後の財政状況にもよりますけれども、そこで起債を張らせていただくのかというようなことは財政の中で検討させていただきたいというふうに思いますし、今おっしゃっていただきました多賀大社前駅のすぐ近くにございますので、先ほど町長の答弁もありましたように、国道８号バイパス、またスマートインターチェンジを含めて交通の要所というところにもなってきますので、その辺総合的に多賀町の今後を考えてどのような施設にするのか、また民間になるかちょっと分かりませんが、その辺については議員の皆様の意見も伺いながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○８番（山口久男君） あそこの土地は多賀大社前駅で多賀町の中心部ですので、やはり例えば福祉ゾーンにするのか、私ある方に聞いたら、福祉施設を造ったらどうですかというような提案もされた方もおられました。またいろいろアンケートというかお聞きをしますと、周辺の方にそういう方がおられたと。それからあと、多賀大社前駅をもう少しにぎやかにしてほしいとか、それからあそこを利用している人が、何とかあそこで集える場とかにぎわいのある場をしてほしいとか、いろんなご意見がありますので、やっぱり早急に、これもう１２月であそこの施設が空きになりますので、解体ということとなりますと早急にやっぱり計画を立てて、住民の皆さんとの意見交換も含めて議会とも当然ですけれども、早急に計画を立てていただきたいなということをお願いしたいと思います。答弁があれば、町長含めて総務課長でもどちらでも結構ですよ。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今おっしゃっていただきましたように重要な土地でありますし、速やかに何か住民の皆様にとって福祉の向上に役立つというようなことで進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご意見等いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○８番（山口久男君） それでは２点目に移らせていただきます。

大阪・関西万博の子ども無料招待事業についてであります。

大阪・関西万博は、２０２５年４月１３日に開催予定です。万博会場となる会場はごみの島であり、夢洲１区というところがありますけれども、ここではダイオキシンを含むごみの焼却灰や下水汚泥で持ち込まれたいわゆる廃棄物最終処分場であり、ＰＣＢの詰まった土嚢の袋が数千、地中に埋められているというふうに聞いております。また、夢洲２区、３区は浚渫土砂や建設残土などが埋め立てられて液状化対策も必要であり、地盤沈下も進んでいるというふうに聞いております。

３月２８日にガス爆発事故が起きました。メタンガスは毎日大体１．５から２万ｔが出ており、開催中も排出をされ続けるというような話を聞いております。そして、ピ

ーク時の来場者は児童生徒だけで1.4万人と計画をされている中で、団体休憩所の収容が少ないことや、駐車場が入口まで1kmもあると。また、各学校には給食を取る場所、あるいは見学するパビリオンの予約方法などの対応が示されておられません。さらに、夢洲ルートは2ルートしかなく、避難計画も今のところないか不十分であるというふうに聞いております。ガス爆発事故が起こりうる、安全・安心とはほど遠い夢洲・万博会場に教育旅行が本当に適切かどうか、私は疑問に思うところであります。こうした中、滋賀県は県内の子ども約18万人、4歳から18歳ですけれども、教育旅行の名目で万博会場に無料招待すると準備、予算化もされているようであります。そこで以下の点について伺います。

①、2025年大阪・関西万博についての認識について伺います。

②、小中学校の校外旅行、あるいは教育旅行の計画はどうか。各学校からの問合せがあるのかどうか。

③、滋賀県、滋賀県教育委員会から大阪・関西万博の依頼要請はあったのかどうか。

④、安全が確保されない中で学校行事として児童生徒を大阪・関西万博に参加させることについて、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（菅森照雄君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 山口議員の大阪・関西万博の子ども無料招待事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、2025年大阪・関西万博についての認識についてどうかでございますが、2025年の大阪・関西万博は関西で55年ぶりに開催される万博で、世界中からたくさんの人や物が集まり、地球規模の様々な課題に向けた英知が関西に終結する大変貴重な機会であります。教育的な効果等も期待される催しであると認識しているところでございます。

2つ目の小中学校の校外旅行・教育旅行の計画はどうか、各校からの問合せはあったのかについてお答えいたします。

町内小中学校3校とも、現在のところ計画はございません。また各校からの問合せもありません。

3つ目の滋賀県、滋賀県教育委員会から大阪・関西万博の依頼要請はあったのかについてお答えいたします。

大阪・関西万博については、滋賀県の県総合企画部万博推進室から今年度4月に、大阪・関西万博子ども招待事業について事業内容の概要や今後のスケジュール予定等の周知および積極的な活用について検討するよう依頼がございました。

そのほかには、昨年度11月に、予算等の基礎資料とするため教育旅行での大阪・関西万博の活用について各校の意向調査がございました。また5月に、この事業の活用希望調査とオンライン説明会の開催案内が送付されました。さらに、7月には大阪・関西

万博への出展企業・団体による出前授業の実施について、8月にはオンライン説明会の内容の概要等の周知依頼が届いておるところでございます。なお、県教育委員会からの依頼要請はございません。

4つ目の、安全が確保されない中での学校行事としての児童生徒を大阪・関西万博に参加させることについて教育委員会の見解を問うということにつきましてお答えいたします。

議員ご指摘のように3月28日の大阪・関西万博の会場でのメタンガスによる爆発事故につきましては、教育委員会としても把握しており、今後もメタンガスの排出が続いた場合、安全が危惧されるところでございます。もし教育旅行を実施するならば、児童生徒の安全確保のために事前に現地の状況を把握することが必要だと考えております。万博会場は開幕前に下見することができず、この点についても憂慮しているところでございます。

教育委員会といたしましては、子どもの安全を最優先してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 今の教育長の答弁は、今のところは教育旅行、万博会場への派遣は考えていないと。教育委員会としてそのように考えておられるのか、学校からの問合せはなかったというところですが、学校に直接、これは聞きますと学校が判断するというような各市町の、多賀町だけじゃなしに大阪とか、あるいは近隣ですと兵庫とか滋賀県も含めて学校が判断するものだというふうなことを各市町は言ってるそうですけど、多賀町としては今のところ学校の判断は行かないのか、教育委員会としての判断はもうこの教育旅行については無料招待に応じないのか、その点についてどうなのかお聞きしたいなと。これ1点です。ちょっともうついでに質問します。

私もいろいろ聞きますと、万博会場に行く場合、2ルートしかない。1つは、今現在工事進めてるかどうか分からんけれども、地下鉄で行くか、あるいは夢洲、橋があるそうですけども、2ルートしかないんだと。行くときにかなり渋滞もすると。仮にそこで行ったとしてもいろんな問題があって、災害があったときにどうするんだとか、あるいは熱中症対策はどうするとか、休憩場所の問題とか、いろんな問題が今、出てきているというふうに聞いておりますので、果たしてそこに子どもの安全性が確保されるかどうかも含めて懸念の声があちこち上がっておりますので、その点についていろんなことを考慮して、私は基本的には教育旅行とか集団で学校がそこへ行くことについては疑問だと思っておりますけれども、その点について再度、教育委員会、教育長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。私は行くべきではないというふうに思いますので、その点について、教育長、教育委員会の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 再質問にお答えいたします。

まず、本町では3校とも今のところ計画はないということでございます。それから、多賀中も今日から修学旅行に行ってますけども、そういう修学旅行含め、校外旅行、教育旅行、そういうものの計画はこれはあくまで学校が判断することです。それは、いわゆるその旅行の目的、あるいはその子どもたちにとっての意義ですね。もう一つは、やっぱり安全に行けるかどうかということが非常に大きな判断する材料になっておりますので、そういう点であらゆる学校行事については学校の判断です。ただし、先ほど私が最後に述べましたように、いわゆる安全が確保されない、そういうときには教育委員会としても学校現場へ指導といいますか、話はしてまいります。昨年も多賀中学校は修学旅行で能登半島へ行くような計画がありましたけど、これは学校もやっぱり、群発地震がそれまで起こってました。そういうことでやっぱり安全面でどうかなということで、私どももそうでしたし学校もそういう判断で変更したと。今年の1月1日の能登半島地震が起こったということで、いわゆるできるだけいろんな情報もしながら、何といても安全にということを最優先にしたいということで、今のところ、これも先ほど答弁いたしましたように、やっぱり下見ができないと、始まってからだと。あるいはおっしゃってるようなルートの問題とか、いろんなまだ判明してない面もございますので、学校現場も意義は認めてると思いますけども、今のところは計画はないというふうに現場からは聞いておるというところでございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 分かりました。下見はできないというのは大問題だと思いますので、大体、下見、下見、今、教育長が言われたとおりだと思いますよ。やはり校外学習とかそういうところへ初めて行くところは、しっかりと先生が下見をして、本当に安全かどうか、どういうルートでそこに参加するか、これはもう校外学習はやっておられるわけですね、下見というのは、特に初めて行くところは。今、教育長が言われたようにまだ現在工事中ですので、下見というのはおそらくできないと思います。おそらく4月13日が開幕ですので、開幕してから下見してそして計画を立てるとなると、とてもじゃないけど、私はそういう校外学習、集団で行くところです、遠足含めて不適切かなというふうに思いますし、私は万博そのもの自体が非常に今、問題が出ておりますし、もちろんお金の問題とか、これはちょっと話がはずれますけれども、お金の問題とか、それから大屋根リングが350億円かかって6か月で潰してしまうとか、そういう本当にいろんな問題が出てると。先ほど申し上げましたように、ごみの島で果たしてそういう集客施設が本当にできるんかどうかとか、そんな様々な問題が出ておりますので、やはり私は学校の行事としては不適切、校外学習としての場所として果たして適切かどうかというふうに考えたときに、保護者の方あるいは子どもに説明できるのかとなると非常に難しいと思いますので、教育長は今のところ行かないということは断言してよろし

いんですか。そういう報告はこれはする必要はないんですか。県教育課とかその辺、これは大阪、滋賀県が今度事業しますので、もう行きませんと県に報告するということは、そういうことはあるんですか。しなくても、もう行かないということで返事はしなくてもいいんですか。その辺ちょっとお聞きしたい。再度重ねてお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 山中教育長。

○教育長（山中健一君） 先ほど申し上げましたように、あくまで学校行事等は学校長の学校の判断でやると。先ほど申しましたように、それぞれの学校の判断で県の、これは無料で招待するという形で今いろいろと周知してはありますが、学校の判断で連絡することになりますけれども、やはりその行く場合については、これは当然、我々のほうには届けが出てきますので、そこでまた、あるいはいろんな校長の連絡等もございますので、いわゆるそういう中でやりますので、県のほうに報告する、行きません、行きましかいという報告はそれはないです。ということでございます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） それでは、3点目の質問をさせていただきます。

訪問介護についてです。

今年の上半期の訪問介護事業者の倒産が、2000年の介護保険制度スタート以来、最多となっておるようです。政府は、今年4月から介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を2から3%引き下げました。このことにより、さらに小規模の訪問介護事業者の経営が厳しくなることが予想されます。多賀町は高齢者が多く、訪問介護が必要な高齢者が増えております。必要なときに安心して介護が受けられるために、以下の点について伺います。

①、多賀町における訪問介護、いわゆる生活援助とか身体介助されてる利用者の現状状況はどうかお聞きします。

②、全国で訪問介護事業者がない自治体は私の調べでは97自治体ですけれども、多賀町もその一つであります。今後、訪問介護事業所の誘致開設の見通しは考えておられるのかどうか。

③、訪問介護報酬引下げによる影響はどのように考えておられるのか。

④、国、県の公費負担増額を求めると同時に、訪問介護報酬引下げをしないよう国に求める考えはないのか、あるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 山口議員からの訪問介護について、まず1点目のご質問、多賀町における訪問介護の利用者の状況、現状についてお答えいたします。

令和3年から令和5年の3年間の訪問介護サービスの利用状況の推移を見てみますと、利用人数については1か月当たり平均47件から52件と、3年間で月平均5件増加しております。令和6年度から向こう3年間の利用見込みにつきましては、当町の高齢者

人口および要介護認定者数が横ばいで推移することからも、利用者の増加の見込みはなく51件程度と見込んでおります。

2点目のご質問ですが、山口議員のご質問にありましており、多賀町内には訪問介護事業所はなく、現在、主には彦根市、甲良町に所在地がある事業所からサービス提供を受けている状況であります。町内に事業所はありませんが、訪問介護サービスが不足している状況ではなく、また今後の利用者も増加することは考えにくく、今のところは訪問介護事業所の誘致開設の計画はございませんが、今後も引き続き訪問介護サービスの利用状況および提供状況などを注視し、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会や県などと情報共有を図り、事業所の実態把握やサービス確保に努め、多賀町のどこに暮らしていても安心して介護サービスが受けられるよう努めてまいります。

次に3点目、訪問介護報酬引下げによる影響をどのように考えているかのご質問にお答えいたします。

今回の訪問介護報酬改定につきましては、身体介護や生活援助の単位数が下がり、特に小規模経営の事業所については、事業所の収益に直接的な影響が出るのではないかと考えております。

しかしながら、今回の介護報酬改定により基本報酬は下がりましたが、一方で事業所には質の高いサービスを提供するための特定事業所加算が設けられており、これらの加算を適切に活用することで基本報酬の引下げを補てんし、介護職員の賃金向上やサービスの質の維持、向上を図ることも可能であると理解しております。

最後のご質問、国・県の公費負担増額を求めると同時に、訪問介護報酬引下げをしないよう国に求める考えはどうかについてお答えいたします。

山口議員のご質問にありましてように、必要なときに安心して介護が受けられるためには、現時点では、まずは介護人材の確保やニーズに応じたサービスの提供ができる体制であることが喫緊の課題と認識しております。

令和6年4月に報酬改定が行われたばかりで、支払いはサービス利用から2か月後となるため、訪問介護事業所への具体的な影響についてはまだ確認ができてない状況です。今後、近隣の訪問介護事業者の実情と当町への利用者への影響の有無について把握していく必要はあると考えますが、現時点では評価ができておりませんので、訪問介護の報酬引下げをしないよう国に求める考えはございません。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 先ほどの福祉保健課長の答弁で、今後影響が出るのは2か月後だと言われました。確かに報酬は2か月後の実績に基づいた報酬が支払われますので、私は影響が出るのではないかと。国に求める考えはないと言われましたけれども、私の聞いている範囲内では、特に小規模の訪問介護事業所は非常にこれ、もし基本報酬が2%、

3%、僅かどうかわかりませんが、今でも大変なのに、引き下げられたらこれ以上事業はやっていけませんと、人材確保ができないと。もちろん、ホームヘルパーをちゃんとしっかりと人材確保しないとサービスができないわけですね。ですので、ほとんど多賀町にありませんので、訪問介護事業所がないのです、甲良町とかあるいは彦根市辺りの訪問介護事業者の、これは間接的ですけど聞きますと、本当に小規模事業者は非常に厳しいと、倒産する可能性もあるかもわからんというような話も聞きました。全国的に、先ほど申し上げましたように、大体74%の事業所がこの基本報酬引下げによって影響が出るだろうと言われてるんです。これはもうそういう事業者団体のアンケート調査ですけども、かなり影響が出ると。多賀町はご承知のように広い範囲内ですので、今、先ほど課長が言われましたように、甲良町とかあるいは彦根市の事業所から多賀町の利用者に訪問介護してるわけですけども、範囲が広いですので、その間のガソリン代とか、それから時間の問題とかいろいろあって、非常に今後、訪問介護に影響が出てくるのではないのかなと私は非常に心配しております。その点について、課長どのように思っておられますか。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、今、小規模な事業所が今回の介護報酬の引下げについて影響が出るのではないかという、山口議員おっしゃられることにつきましては、私もそういうふうに思っているところはございますが、基本報酬の引下げだけではございませんので、一番大事なのは利用者にとどのようなサービス、質の高いサービスをどのようなサービスを提供できるかという一面もとても大事なことです。国のほうは今回、訪問介護のサービスの質を上げるために特定の加算を設けたところでもございます。それと、人材確保が介護現場ではとても今一番の大事なところでございますので、私どもが力を入れていかないといけないところは、介護人材の確保にどのように国に求めていったらいいとか、そういうところを今後しっかり考えていかないといけないなというふうに今の時点では考えています。ただし、今後の動向については、多賀町の、先ほども申し上げたとおり、訪問介護事業者の提供状況ですとか利用状況、ケアマネジャー等、あるいは事業所ともしっかり情報を共有しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 多賀町は訪問介護事業所がないです。先ほど、今のところ誘致する考えはないんだということでしたけれども、将来的にこれ訪問介護事業所が、多賀町、例えば社会福祉協議会ですとか、民間でするのが難しければ社会福祉協議会のようなものが団体がやらざるを得んのではないのかなという将来的な、私ちょっと今考えてますと、そんな感じだと思うんですよ。高齢者がどんどん増えると、山間地域に仮に甲良

とか彦根市から、ちょっともう遠いので訪問介護できませんよと言われたときにどうなるのかというのが、私は非常に多賀町の地理的状況から見て、しかも多賀町にありませんので、多賀町独自のそういう介護事業のサービスを、利用者が本当に必要なときに受けられるかどうか、それが非常に問題、課題になるのではないのかなと。今後、高齢化も増え、要介護1とか、施設にも入所もできない方も、私もこの前、昨日も質問しましたけれども、特別養護老人ホームに入りたくても入れない方もおられると、そうなりとやはり訪問介護に頼らざるを得ないということにもなろうかと思しますので、その点について再度くどういようですけども質問させていただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の内容とちょっと重なりますけれども、多賀町の高齢者人口は令和5年度をピークにこれからだんだん減少してきます。ですので、先ほど高齢者も増える、介護を必要な人も増えるというふうに山口議員はおっしゃっていただいたんですけども、はつつシニアプランの計画の中で、最終第14期、令和22年度までの人口の推移、あるいは要介護認定者の推移を見ておりますが、これからだんだん、今ほど申し上げたように高齢者の人口が少なくなってきましたとともに、要介護認定者数も減ってきますので、これから訪問介護を利用する人が今以上にかなり大幅に増えていくというような想定はしておりません。また、湖東圏域の中で多賀町をエリアにする訪問介護事業所が現在26事業所ございます。その中で多賀町に参入している事業所が15事業所いてくださいますので、今の現状としてはそのような状況でございますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 確かにこれから人口減少社会に入りますので、当然それは人口は減ります。高齢者の方も減ってくる可能性はある、これは分かります。しかし、この訪問介護というのはやはりちょっと特殊ですので、やっぱりいろんな地理的な条件とか、それからそれぞれの利用者が仮に減ったとしても、もっと時間を、例えば30分で終わるのを1時間にしてほしいとか、そういう方も私おられると思うんですよ。訪問介護は私は今後増えるというふうに、増えるというか減らないと思います。むしろ、訪問介護事業者が減って、その需給バランスといいますか、ちょっとそこは言い方は問題かもわかりませんが、利用者に対して訪問介護を提供するそういう事業者が減れば、当然サービスに影響すると私はそういうふうに思いますので、そこは見解の違いか分かりませんが、私はそういうふうに思いますので、訪問介護の必要性をやはりもう少し、課長も知っておられるか分かりませんが、認識をしていただきたいなと思います。

時間がありますので、次に移らせていただきます。

次、町職員の地域手当について伺います。

多賀町職員には地域手当は支給はされておりましたが、地域手当の改定が現在、国のほうで言われておりますけれども、その点についてちょっと詳しくお願いします。質問します。よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 町職員の地域手当につきましてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、多賀町の現行の給与制度におきましては、現在、多賀町は地域手当の無給地となっていることから、地域手当は支給しておりません。

去る8月8日付の国人事院勧告では地域手当について言及がございまして、これまで地域手当につきましては市町村単位の支給となっていたところ、都道府県単位とする見直しの勧告が行われたところでございます。

これは、今まで地理的にも隣り合う市町で支給割合の違いが生じており、この不均衡が長年課題となっていたことから、今回その是正勧告が行われたものです。この勧告により、滋賀県は令和7年4月から4%の地域手当支給地域となり、多賀町も4%の支給地域となったところでございます。

多賀町においては、これまで国家公務員の給与制度に準拠し給与制度を運用していることから、国家公務員の給与に関する法律が人事院勧告に合わせ改正された際には、多賀町においても準拠する形での条例改正をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） 今現在、地域手当は、例えば一番高いところだと東京都の特別区いうんですか、23区が20%で一番高いです。やっぱり都市部やからということらしいです。あと、滋賀県ですと大津とか草津とか、それから栗東はたしか10%、そして彦根市とか守山市はこの前聞きましたら6%もらってるんだと。それで、甲賀と長浜と東近江市が3%と、それ以外はちょっと分かりませんが、私の調べではそれ以外は地域手当はない。多賀町は当然、地域手当は現在ありませんので、やはり地域手当は、手当の格差があることによって職員のモチベーションがやっぱりないと、高いところにやはり職を求めるということがありますので、その点についてやはり地域手当は公平にすべきだというのが私の考え方ですし、やっぱり職員のモチベーションをしっかりと持ってもらうためには地域手当を同じようにすべきだと。物価のいろんな問題があって、あるいは民間賃金との格差があるということで地域手当が付いてましたけれども、やはり地域手当の実態、また地域手当そのものよりも給与を引き上げると、給与水準を引き上げることで格差を私は是正するほうがいいかなと思いますけれども、多賀町は今現在ゼロですので、今後、人事院勧告が出されれば、それに準拠して適応するというところでよろしいですか。財源の問題もありますけれども、それでよろしいですね。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） これまでも国の人事院勧告どおりに多賀町の職員については制度改正をしてきておりますので、今回についても準拠する形で条例改正をお願いしたいと考えております。

○議長（菅森照雄君） 山口議員。

○8番（山口久男君） それでは、これで質問を終わらせていただきます。あと7分ちょっと残りましたが、もう昼近づきましたので、よろしくお願いします。どうもいろんな答弁いただきまして、やはり住民のために頑張ってもらい、町職員がしっかりと仕事できるようによろしくお願いしますと思います。どうもありがとうございました。終わらせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で1時とします。

（午前11時40分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番、小島櫻議員の質問を許します。

1番、小島櫻議員。

〔1番議員 小島櫻君 登壇〕

○1番（小島櫻君） 1番、小島櫻です。議長の許可を頂きましたので、これより質問をさせていただきます。

まず1つ目、小中学校のタブレット端末更新について。

令和3年に多賀町の小中学校に導入されたタブレット端末が令和8年に更新される予定です。今回、この3年間における端末の活用状況やその効果について、具体的にどのように評価されているか質問します。

I C T環境の整備はあくまで教育の手段であり、その最終的な目的は子どもたちの合宿意欲や探求心、主体性の育成、そしてネットリテラシーの向上にあります。オンライン授業の導入が全国的に進む中で、現状の多賀町ではこの取組が遅れており、リモート環境での学習がほとんど行われていない状況です。また、様々な場面で活用できるワードやエクセルといったツールを使った課題作成やデータ分析の機会もほとんど提供されていません。導入されているツールの種類が限られている現状において、多賀町内のI C T教育は十分に活用されているとは言えず、原因の探究と解決策の提案が必要であると考えます。そこで、以下の4点について質問いたします。

1つ、タブレット端末は現状どのように活用されていますか。

2つ目、ある高校では学習アプリが導入されており、生徒の学力に応じた問題や学習が提供されています。多賀町の小中学校でも同様のアプローチが可能ですか。

3 つ目、不登校や特別教室での学習を中心とする児童生徒に対して、オンライン授業を可能にする環境整備が必要ではないかと考えますが、この点について現状の取組と今後の計画は。

4 つ目、令和 8 年の端末更新について、現在どのような検討が進められていますか。
よろしく願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

〔学校教育課長 伊東瑞江君 登壇〕

○学校教育課長（伊東瑞江君） 小島議員の小中学校のタブレット端末更新についてのご質問のうち、まずタブレット端末は現在どのように活用されているかについてお答えいたします。

本町では、1 人 1 台端末が導入されて約 4 年が経過し、その間に端末の様々な活用が行われております。小中学校においては、授業支援ソフトを活用し、電子データの資料を子どもの端末へ配付し、子どもが手元で見られるようにしたり、電子データの課題を回収して全体に提示し、子どもが考えを共有できるようにしたりしております。また、インターネットの検索サイトを活用して必要な情報を収集、整理し、ワードやパワーポイントを活用して考えをまとめたり、新聞などの作品を制作したりする活動につなげております。また、カメラ機能を使って写真や動画などを撮影、記録し、後で見返す活用も行っております。本町の小学校が行っているタイピングの練習の取組は、子どもの意欲を高めながらスキルを身に付ける工夫が評価されまして、県発行の I C T 活用ガイドブックに掲載されております。また、鳥取県の三朝町や台湾の小学校と地域や学校の良さを発表し合うなど、遠隔地とのオンライン交流も行っております。

夏季休業中は、家に持ち帰った端末を活用して、デジタルドリルやインターネット等を使い、発達段階に応じた課題に取り組むことで、基礎的、基本的な内容の定着や自由研究などの探究活動に役立てる機会としております。

このように、各校において、子どもの発達段階や学習場面に応じて徐々に活用の幅を広げ、工夫をしながら取組を進めるところでございます。

今後は、課題の解決に向けて考えを共有、表現する学習活動において I C T を有効に活用することや、子ども一人一人の学習状況を把握し、個に応じた支援を充実させていくことが重要であると考えております。そのためには、全ての教職員が I C T を活用して指導する力を高められるよう取り組んでいくことや、教職員を支援する体制が重要であります。本町では、教育委員会や各校において専門家による情報モラルや学習アプリの操作方法等の研修を実施したり、I C T 支援員を各校に配置し授業支援や環境整備等を行ったりしておりますが、引き続き教職員の支援の充実を図ってまいります。また、学習中、端末の不具合が起こった場合は、I C T 支援員がサポートを行ったり教育委員会に相談したりするなどその都度対応に努めており、継続して I C T 環境の整備を図っていくことも必要であると考えております。

2つ目の多賀町の小中学校でも学習アプリのアプローチが可能かについてお答えいたします。

議員ご指摘のように、高等学校では生徒の学力に応じた問題など、個々のニーズに応じて学べる学習アプリを活用している学校が多く、情報の教科を中核にして、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する専門的な学習が行われております。

本町の小中学校では、学習アプリといたしまして、個々に応じたレベルやペースで楽しく学習できるA Iを搭載したドリルを導入しております。具体的にはベーシックかパワーアップかどちらかのコースが選択でき、正答・誤答の状況に合わせた個別の復習問題がA I機能により自動で選定され、理解や定着が図れるようになっております。併せて、学習した履歴も確認できますので、振り返りを習慣化することで学習意欲の向上につなげることもできます。実際、ドリルに取り組んでいる子どもの様子でございますが、自分に合った問題を自分で選び、また自分のペースで取り組むことで自信につながっております。冊子のドリルになかなか気が向かない子どもが、意欲的に反復練習を行う姿も見られます。

アプリは、このほかにも児童生徒が自分の意見をまとめて発表するアプリや、個人の意見をクラス全体で共有するアプリ、またプログラミング学習のアプリとしましてメッシュ、スクラッチなどを小中学校に導入しております。中学校ではロボットプログラミング学習の充実に向けて、今年度から新たなアプリC－S t y l eを導入いたしました。

ただし、これらは学習活動を支援するツールであり、先ほど小島議員がおっしゃったように、I C T環境の整備はあくまでも教育の手段であります。子どもたちが問題を発見、解決したり自分の考えを形成したりするなど、授業の狙いに沿った、子どもに付けたい力をしっかり見据え育成していくことが重要であると考えております。

3つ目の不登校や特別教室での学習を必要とする児童生徒に対してオンライン授業を可能にする環境整備についてお答えいたします。

不登校などの児童生徒に対して、一人一人の状況に応じI C Tを活用してオンライン授業を行うことは、学びを保障する有効な手立てであると考えております。本町では、教室での授業の様子を配信する環境が整っており、オンライン授業を自宅等で受けることは可能です。

現状の取組としましては、小中学校ではこれまでから、学級に入りづらい児童生徒に対して学校内に落ち着いて学習や生活ができる環境をつくり、まずは心の安定を図りながら学習支援を行っております。また、不登校等により教室で授業を受けられない場合であっても、端末を用いて配信された教室の授業を自宅等で受けたいということであれば、オンライン授業の実施の準備はできております。今後の計画ということでございますが、子どもの様々な状態に応じてオンライン授業を活用するなどして、学びの機会と居場所を確保してまいりたいと考えております。

4つ目の令和8年度の端末更新について、現在どのような検討が進められているかについてお答えいたします。

現在、令和3年に導入しました1人1台端末の契約期間が終了することに伴い、令和8年度の更新に向けて検討を進めているところでございます。国の方針としまして共同調達が原則となっておりますことから、県のGIGAスクール構想推進協議会に参加し、端末の機能等に関して協議を行っております。また、多賀町GIGAスクール推進会議を開催しまして、各小中学校のICT教育担当の教員からICTの活用状況や必要な端末の機能等について意見を聞くとともに、端末のソフトウェアについて業者によるデモンストレーションを行い協議するなどして進めております。

機器のOSは、現在、本町においてWindowsを使用しておりますが、iPadとGoogle Chromeを含めた3種類の比較検討をしております。今後も学校や外部の方からの専門的な視点での意見を参考にし、教育的な効果やコスト面等を考慮しつつ、児童生徒にとって使いやすい端末の選定に向けて議論を重ねていきたいと考えております。

また、現代の社会はコンピューター等の情報技術が急激な進展を遂げ、スマートフォンやタブレットPC等が私たちの日常生活に浸透し、児童生徒が情報を活用したり発信したりする機会が増えております。子どもが社会の中で効果的に情報を収集、評価、活用できるよう、また情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を身に付けられるよう、1人1台端末を有効に活用して、発達段階に応じた情報を活用する力を育んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 山中教育長。

〔教育長 山中健一君 登壇〕

○教育長（山中健一君） 小島議員の小中学校のタブレット端末更新についての質問に、私のほうからもお答えいたします。

質問の前文において、議員は現状の多賀町ではオンライン授業の取組が遅れており、リモート環境での学習がほとんど行われていないとか、様々な場面で活用できるワードやエクセルといったツールを使った課題作成やデータ分析の機会がほとんど提供されていない、また多賀町のICT教育は十分に活用されているとは言えず、原因の究明と解決策の提案が必要であると述べておられますが、どのような根拠に基づいてこのように断言されるのかと思っております。

ただいま学校教育課長が、ご質問の4点について具体的に詳しく、課題解決を含め様々な取組を行っていることについて答弁したところであります。また、去る7月18日に開催されました議員研修会では、本町のICT教育の活用の現状について説明をしたところでございます。町内の教職員でつくっている研究組織である学習づくり部会では、ICTの効果的な活用について話し合い研究を進めているところでありますが、議

員がこのように言われますと、先生方の意欲にも影響を及ぼしかねません。また、この議員の質問を聞かれた、また読まれた保護者や住民の皆様には誤解や不安を与えることになることを危惧するところであります。各学校におきましては、学習指導要領に従って各教科における学習の狙いを達成するために、先生方は授業の工夫改善を行い、子どもたちの力を高める努力をしております。それぞれの学習場面において有効なツールとしてＩＣＴを活用し、授業の効果を高め、子どもたちの主体的で深い学びの実現を目指してるんです。学校においては、ＩＣＴ教育によって全ての教育活動を行っているわけではありません。ＩＣＴの活用はあくまで多様な学習活動の一つであって、子どもたちの実態に合わせ有効な教育活動の手段としてＩＣＴの活用があるんです。教育委員会としては、この考え方の下でＩＣＴ教育を一步ずつしっかり進めていく所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○１番（小島櫻君） 学校教育課長様、そして教育長の２名の方にご答弁いただきまして、ありがとうございます。今、教育長からお話を頂きましたとおり、これは正直に私も１つ謝りたいと思うことはあるんですけども、全くゼロの状態ではないということは確かです。これは私も学校の先生に聞かせていただいて、私が思っている以上に使ってくださっている部分もありましたし、表現の方法として良くなかったなということで素直に反省をさせていただき、今後の質問もさせていただきたいと思います。

先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、ゼロではないけどもちょっと不足しているかなと私が感じているところをちょっと述べさせていただきたいと思うんですけども、例えば③番の関連する再質問になるんですけども、不登校、それから特別教室で受けないといけないとか、病欠だけど元気で、オンラインであれば授業が可能といった生徒に対してオンライン授業の提供が可能だというふうにおっしゃっていただいたんですけども、全小中学校でこれが可能なのか、それと現状、行えているのかということを確認したいと思います。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず１点目の不登校等の子どもたちがオンラインで授業を受けることは可能かということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、３校ともにそういった環境は整備されております。

２点目、現状行っているかということでございますが、先ほど答弁でもお伝えをさせてもらいましたが、こういったオンラインの授業は実施の準備はできています。それはあくまでも、不登校等のお子さんというのは様々な状況があります。中には個別の事案にもなりますので、背景はもうよくよくご存じだと思いますが、様々な背景を抱えています。その中で、学校は子どもや保護者と今後について相談をしたり、家庭訪問をして

現状を把握したり努力をしております。その中で1つの提案としてそういったことも可能であるということも視野に入れながら対応しておりますので、端末を用いて教室の授業を受けたいということであればそういった対応もしていきたいと思っておりますが、今のところそういったことは実施されておられません。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。私も3つの学校に、それぞれの先生に確認をさせていただいたんですけども、唯一、多賀小学校がやっぱりオンラインがなかなか難しいということでお聞きをしておりました。私の子どもが通っているときも、コロナ禍でしたけどもオンラインの授業がやっぱりされることはなかったので、ほかの2校が可能であればぜひまた進めていただきたいのと、こういう選択肢をつくっていただいているというのはすごくありがたい話なので、どんどん機会を提供していただければというふうに思います。

ちょっと戻ってしまいますけど、2番目の関連する再質問ですけども、AIを搭載したドリルの導入はされているというふうにご説明を頂きました。実際にこれ活用されていますでしょうか。私、ミライシードというドリルパークというものを見させていただいたんですけども、割と皆さん共通の問題を宿題で出しているというのをお話の中で聞かせていただいているので、このレベルに合った問題が出てくるところの活用というのは少しちょっと少ないのかなというふうに感じさせていただいたんですけども、先ほど答弁いただいた中では活用されているということでしたけども、これはいかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今おっしゃるミライシードの中には、いくつかの学習アプリが入っております。その中にデジタルドリルがございまして、先ほど申し上げたような機能を持っております。それは授業の中で、例えば単元の終わりに、この単元の習熟のために個別に進めましょうとか、学習が早く終わったときにその残った時間、習熟のためにドリルをすとか、夏季休業中であるとか、様々な場面で活用がなされております。学校のほうも、今、GIGAスクール推進会議を開催してるということをさっき申し上げましたが、その中で活用状況を把握する中でも、このドリルについては大変良いという評価を頂いておりますので、やはりこの個々に応じたドリルというのは子どもたちの意欲につながるものであろうと思います。ですので、今、ドリルについての活用ということでございましたが、子どもたちは個別に、またそれをいろんな工夫が中にはされておまして、級で進級であるとか、何か良いものがたまっていくとか、いろんな機能を意欲に変えながら頑張っているところがございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。子どもたちがご自身で選択をしてされているということだったかと思いますので、これすごく有効的なA Iを搭載したドリルだと私も見ているので、子どもたちの学力向上とかにどんどんつながっていけばなというふうには思っております。

ちょっと最後に質問をさせていただきます。4番目の質問に関連してということなんですけども、専門的な方に意見を聞くということと同時に、生徒、それから先生、保護者、実際に現場で使われている方、もしくは家庭で使っている保護者の方の意見を聞いていただいて、それをまた取り入れていただくような今後の検討をされているか、アンケート等を検討されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 伊東学校教育課長。

○学校教育課長（伊東瑞江君） 今後の検討の方法でございますが、今ほど議員からご意見いただきましたまず専門家の意見というのは、やはりI C Tを活用する上で貴重な意見であると承知をしております。それも子どもや保護者ということでございますが、まず子どもたちの反応を教師がどのように感じているかということを考えながら、必要に応じてアンケート等を学期ごとにしておりますので、そういう意見も頂戴する機会というのはございますので、その中でまたそういったご意見等があれば生かしていきたいなということを思います。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。A IとかI C Tが発達をしてきまして、様々な場面でいろいろなことが実現できる幅が広がったり、子どもたちの視野も大きくやっぱりここで変わってきていると思います。より充実した教育と、それから職場環境、先生方の働き方改革にもI C Tは非常に有効かと思っていますので、その辺りで子ども議会でも質問がありましたけども、ソフトウェアの検討もまた今後期待しているところです。よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問へとさせていただきます。多賀町子ども・子育て応援プラン2025について。

多賀町は、少子化・高齢化の進行に対応するため、多賀町子ども・子育て応援プラン2020を計画から実行まで進められてきたかと思います。これに関連し、過去5年間の取組状況、将来のUターン促進策、ニーズ調査の範囲と方法、そして持続可能な少子化対策について、以下3点の質問をさせていただきます。

1つ目、多賀町子ども・子育て応援プラン2020の進捗状況、この5年間の取組状況や達成状況は。

2つ目、民間の宅地開発が停滞しているように現状感じます。将来的にUターンを希望する子育て世帯を増やすことが重要かと思われます。応援プラン2025の中で、こ

の点に対してどのように考えどのように実行される予定ですかということです。

3 目、応援プラン 2025 の作成に際し、どのようなニーズ調査が行われるのでしょうか。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 小島議員からの多賀町子ども・子育て応援プラン 2025 についてのご質問について、私のほうからは 1 点目と 3 点目についてお答えいたします。

まず 1 点目、多賀町子ども・子育て応援プラン 2020 の進捗状況、この 5 年間の取組状況や達成状況についてお答えいたします。

現在、次期計画を策定するため、令和 2 年度から令和 6 年度までの計画期間である多賀町子ども・子育て応援プラン 2020 の取組状況や達成状況について、8 月中に各課に調査を実施し、現在まとめの作業に入ったところであり、10 月に開催する会議にて報告する予定となっています。

この計画は、みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域もキラリとひかるまち・多賀を基本理念とし、3 つの基本目標およびそれぞれの施策目標を掲げており、おおむね目標の達成はできている状況でございます。しかしながら、計画期間中の新型コロナウイルス感染症による影響で、基本目標Ⅲである地域とのつながりでゆとりを持って子育てできるまちづくりにつきましては、地域における子育て支援について一部達成できてない項目がございました。次期計画においては、現計画の検証を踏まえ、しっかり目標を掲げ、達成に向け、関係課、関係機関と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

3 点目のご質問、応援プラン 2025 の作成に際し、どのようなニーズ調査が行われたかにお答えいたします。

令和 6 年 3 月に計画の策定に向けて、就学前および小学生児童の保護者を対象に、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見、ご要望を聞かさせていただくためのアンケート調査を実施いたしました。

主な内容につきましては、大きく分けると 3 点ありまして、1 つは保護者の就労状況や子育て環境について、2 つ目は教育・保育事業等サービスの利用について、3 つ目は放課後等の過ごし方についてであります。

就学前児童の保護者につきましては、332 件配布、194 件の回収、回収率が 58.4%、小学生保護者につきましては、323 件配布、227 件の回収、回収率 70.3%でございました。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 議員 2 つ目の質問にお答えいたします。

まずは、ご質問の民間の宅地開発が停滞している現状の認識についてであります。皆さんご承知のとおり、平成 26 年 2014 年、人口問題研究所より、2010 年に対し 30 年後の 2040 年に人口が著しく減少し消滅しかねない自治体の一つとして、多賀町が挙げられました。この人口減少に、特に少子化に歯止めをかけたい、そのためにはどんな取組が必要かと考えたとき、子育て・教育熱心のまちづくりが一丁目 1 番地の取組になるとの思いで、県下初の中学校までの医療費の無料化や出生された方へのお祝い初めセットの贈呈、そして小中学校へのサポート人材の拡充など、子育て教育の充実に向け様々な取組を進めてまいりました。その取組を地道に着実に進めていく中で、町内外より子育て・教育への一定の評価を頂くようになってまいりました。その評価とともに、グリーンヒルや神田の里をはじめとした民間による宅地開発が進められ、若い世代が特に I ターン、そして U ターンという形でも移住・定住していただくようになってまいりました。そして、より多くの若い世代の要望、期待に応えるために、さらなる若い世代の移住・定住を促進するために、自然保育に重きを置いた大滝たきのみやこども園や、町産材をふんだんに活用した久徳うぐいすこども園の整備、そして増加する児童に対応した放課後児童クラブの施設整備、若い世代にも活用してもらいたいという考えの下に整備した中央公民館多賀結いの森、そして若い世代の要望が高かった、つい先月オープンした結いの森公園の整備など、様々な子育て教育の取組を進めてきました。それらの取組により、数年前より 3、4 社による 20 から 40 区画の宅地造成が進み、今現在も分譲地の販売が行われております。また、5 区画ほどの小規模な開発も今なお何か所かで行われている状況であります。そして、今後宅地開発をしたいという案件も聞き及んでおり、多賀町では他自治体と比較しても多賀町のこの限られた開発用地の中でも、まだまだ民間による開発意欲があると考えております。

このように、今なお開発が進められているのも、これまで着実に取り組んできた、進めてきた子育て・教育をはじめとした若い世代を引き付ける魅力のある取組があったからではないかと考えておりますので、2025 応援プランの中には、これまでの取組を精査しつつ、今後必要になってくるであろう取組も付加していくことが必要でないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1 番（小島櫻君） ありがとうございます。③番の答弁に対しての再質問となるんですけども、ニーズ調査が就学前児童、それから就学児童の保護者に調査されたというふうにご説明いただいたんですけども、子育ては中学生や高校生までだと思っているんですけども、これは対象となったのがここだけというのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

子育て、この計画の現計画2020におきましても、同じように就学前と小学生の保護者を対象に調査をしております、それと比較をした結果でもって2025の計画を策定するというようなこともありまして、調査対象者につきましては同じ対象者でというようなことで実施しております。議員がおっしゃるように、もちろん中学生も含めてというのはよく理解できますが、今回につきましてはそういう状況で調査をさせていただいたという次第です。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。5年ごとの計画かと思いますので、2025ができましたら、次2030だと予測をしてるんですけども、そのときの比較となると対象者は変わらずこの就学前児童、それから就学児童というふうになるということが予測はできるんですけども、中学生や高校生の保護者には今後もうアンケートとかで確認をされることはないですかね。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

2025の計画策定をしてから、これから5年後にまたこの計画がということですが、今現在、国のほうではこども家庭庁が設立されまして、子どもに関するいろんな新しい制度ができたり制度改定が行われたりということで、5年後のこの計画が同じような対象で同じような中身を盛り込んでというようなこととはまた違ってくるかなというふうに考えております。子ども大綱が閣議決定されまして、令和6年度には子ども・子育て支援法、児童福祉法が改正されておりますので、5年後にはまた違った今の計画よりも幅が広く、あるいは中身の盛り込みも増えてというような計画になるのではないかなというふうに思いますので、そのときは5年後にまたどのような内容で調査をしないといけないか、あるいは国のほうからもいろいろなガイドラインのほうが出るかと思しますので、それに従って考えていくようなことになるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 国のガイドラインに従ってこの施策をしていただいているということですので、また私たち、中学生や高校生の子どもを持つ親からしても、子育てのまだ真っ最中であって、もしこのプランの中では対象がこの今言ってる就学前であったりとか就学児童であったとしても、別のところでまた何かそういったニーズ調査というかしただいただければなというふうに思います。子育ては、やっぱり年齢ごとに悩みであったりとか解決したいことというのが変わってくるので、そういったこともまた子育ての中で盛り込んでいただけると非常にありがたいなというふうに思っています。

町長が答弁いただきました宅地開発の件も、小規模でありながらもどんどん開発を進めていただいている、若者がたくさん増えてきているというのは、非常に私たちにとっ

でもありがたいなというふうに思っています。ただこの持続可能なこの少子化を目指していくというところが非常にやっぱりポイントになってくるかというふうに思っていますので、できれば今現状、この温かい支援を受けていただいた子どもたちが、また多賀町で住んでみたいとか戻ってきたいと思ってもらえるようなまちづくりというのも意識をして、これから新しい目線でご支援やご検討がいただける多賀町であってほしいなというふうに思いました。ありがとうございます。

では、3番の質問へと行かせていただきます。

3つ目、中学校の部活動地域移行についてです。

文部科学省では、令和5年から令和7年までを改革推進期間と位置づけ、休日の部活動の地域移行に向けた取組を推進しています。この改革の背景には、学校教員の負担軽減や地域との連携強化、そして生徒が多様な経験を積むことができる環境を整備することが含まれています。具体的には、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動への移行が求められています。各自治体においては、地域の実情に応じて可能な限り早朝の実現を目指すよう促されている状況です。隣の豊郷町では、学校・地域・生徒に何度もアンケート調査を実施し、その結果に基づいていくつかの部活動が地域に移行され、活動が1年以上にわたり継続されています。しかしながら、同じ時期に国から推進されたにもかかわらず、多賀町では地域移行の進捗が遅れているように感じます。

そこで、多賀町においてもこの改革を推進するためにどのような取組が行われているのか、そして今後の方針について、以下4点質問させていただきます。

1つ目、多賀町における中学生の部活動の地域移行の進捗状況はどのようになっていますか。

2番目、他の地域では、地域移行の進捗状況に伴い、対象者や保護者、関係者へのアンケートが実施されています。多賀町においても同様の調査が実施されたのでしょうか。その結果や反応について教えてください。

3つ目、地域移行を専門に担当する職員が雇用されているにもかかわらず地域移行が進みにくい原因は何か、課題や障害となっている要因について教えてください。

4つ目、多賀町として中学生の部活動の在り方をどのように考えているのか、現状の課題や将来的な方向性について教育委員会の方針を教えてください。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

〔生涯学習課長 竹田幸司君 登壇〕

○生涯学習課長（竹田幸司君） 小島議員の中学生の部活動の地域移行についてのご質問のうち、1つ目の多賀町における中学校の部活動地域移行の進捗状況と、3つ目の地域移行が進まない原因と課題や障害となっている要因については関連性がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

まず当町の進捗状況でございますが、令和5年4月から部活動の地域連携や地域移行に関する専門員を設置し、当町の実情把握や他市町の取組状況の調査研究、そして犬上3町による意見交換などを実施しております。また、令和6年2月には、学識経験者をはじめPTA会長やスポーツ団体、学校関係者などで組織する多賀中学校の部活動の在り方および地域連携に係る検討協議会を立ち上げ、他市町の事例研究をはじめ、教員、生徒、保護者に向けたアンケートを実施し、その分析結果に基づき推進計画や意向に向けた方針案の策定について議論を重ねているところでございます。

また、このほかにも地域連携として多賀中学校の一部の部活動で外部指導者を取り入れたほか、この8月より地域移行実証事業として地域総合型スポーツクラブである多賀やまびこクラブに業務を委託し、中学生を対象にしたソフトテニス教室を地域の方の協力の下に実施し、検証を重ねながら、今年度継続実施していく予定でございます。

小島議員のご質問の中で、地域移行を担当する職員が雇用されているにもかかわらず地域移行が進まないとお尋ねでございますが、当町でここまで取組ができたのは、現在、県下の19市町のうち9市町しか設置していない地域移行に向けた専門員をこの改革推進期間の当初である令和5年度から設置できたことも非常に大きいというふうに考えております。特に当町の専門員は地元中学校で校長職を経験されたこと、近隣自治体でスポーツ行政に携われ経験豊富なことから、業務だけではなく非常に重要な中学生との連絡調整や近隣自治体との協力体制の構築など円滑に進めていただいているところでございます。

このように、本町の実情に応じ持続可能な体制ができるよう一步一步着実に取り組んでいるところでございます。

次に、地域連携や地域移行がうまく進まない課題や障害といたしましては、国においては当初令和5年度から令和7年度を部活動の地域移行を実施する改革集中期間として定めてきましたが、令和4年度にこの期間を実施に向けての努力を行う改革推進期間へと変更しトーンダウンされたこと、部活動の移行後の財源の確保に不安が残ること、また滋賀県では地域移行に関する方針が令和6年3月により提示されたことにより、県内の各市町の動きが遅れたことが要因となっております。また、7月に開催された首長会におきましても、部活動の地域移行について熱心な議論がされたところでございますが、各市町ともそれぞれの実情や課題があり、大変デリケートな問題であることから、短期間ではなかなか結論を出すのが難しい状況となっていると思われます。

2つ目のご質問の、対象者や保護者、関係者へのアンケートの実施状況についてでございますが、令和5年度に教員、生徒、保護者へのアンケートの実施と分析は既に終わっており、教員においては部活動の指導を通じて生徒との人間関係の構築や生徒の成長が感じられる反面、指導に負担を感じるなど葛藤があるなどの意見や、生徒においては仲間と楽しんでできることの達成感や、ほかにも部活動の選択肢が欲しいなどの意見があったこと、また保護者では、地域移行された際の移動手段や経済負担においての不安

があるなどの意見がございました。

このことから、当事者の声を大切にし、十分に反映できるよう取り組んでいく必要があると考えております。

最後に4つ目の、中学生の部活動の在り方や将来的な方向性についての教育委員会の方針でございますが、部活動は生徒が学年や学級の所属を離れ自主的に活動し、先輩や仲間とのつながりを大切に、協調性や豊かな心を育てる場として重要な役割を果たしていると考えます。

しかしながら、学校部活動の教育的エリア、地域との連携強化を考えると、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるということを基本に、学校部活動に外部指導者を取り入れるなどといった学校と地域との連携や、まずは休日から地域クラブなどをお願いするなどといった地域移行など、地域連携と地域移行を実情に応じて並行して実施しながら、将来にわたり子どもたちがスポーツ、文化活動に継続して親しむ機会が確保できるように、多賀町中学校の部活動の在り方および地域連携に係る検討協議会を中心に検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 答弁ありがとうございます。ちょっと関連させて再質問させていただきます。

まず先ほどアンケートのことについてお答えを頂いたんですけども、これは令和5年度に1度だけのアンケートだったのでしょうか。それから何回か実施をされているのか教えてください。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

このアンケートにつきましては令和5年に実施させていただきまして、中学生の方に対しましては203名中184名、また先生方につきましては100%、また保護者につきましては70%の方に回答のほうをしていただきまして、各項目、非常に詳細にさせていただきました。その結果いろんな貴重なご意見も頂いておりますので、今のところ1回しかアンケートのほうは実施しておりません。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。豊郷町の例でいくと、広報とかにそのアンケート結果を載せていただいている私たちが広く知ることができるというのがすごくいいなと思ったんですけども、多賀町ではこのアンケートの結果の公表はされていないのでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

このアンケートの結果につきましては、先ほど申し上げました検討協議会にて公表のほうはさせていただいておるところでございます。今後、部活動の地域移行に関する取組につきましては広報のほうをしていく必要があるというふうには考えておるんですが、非常にデリケートな部分もございますので、慎重に取り組みながら公表等も考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。アンケートもいくつかの項目にわたってしていただいたようですので、豊郷町も全部は載せておられないんですけど、公表ができる範囲は早めにしていただけるほうが当事者としてはすごく分かりやすく、取組をしていただいていることが分かるかなというふうに思っています。また、アンケートの対象者が現在の中学生、それから先生、保護者ということでしたけども、これから中学生になっていかれる小学校の6年生もしくは5年生ぐらいまでのアンケート実施というのは、今後検討されることはありませんか。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

この部活動の地域移行につきましては非常に重要な問題というふうに考えておりまして、持続可能な体制を整備していくということが非常に重要であるというふうに考えております。議員のご指摘のように、今、小学生の方等々の意見も聞けるように取り組んでいく必要もございますので、そういったことに関しましては協議会も含めて改めて検討のほうをさせていただきまして、よりよい地域移行ができるように取り組んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。小学生もやっぱり中学生になる楽しみの一つとしてこの部活動も入っているのではないかなというふうに思いますので、ぜひアンケートのほうまた調査していただければというふうに思います。

3番の質問の再質問をさせていただきたいと思うんですけども、地域のスポーツに関する指導者が率先して中学生をサポートしていただいているような状況なんですけども、先ほど言われましたこの専門員の方がこの地域の中学生をサポートしていただいている指導者との話とか、何か今後の進め方の検討等はされているんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 竹田生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹田幸司君） 今後の部活動の地域移行の進め方といたしましては、先ほど申しましたように、中学校に部活動の協力者を入れて進めていく地域連携ということと、新たなクラブをお願いをするという地域移行という手段があるかなというふう

考えております。非常に多賀町におきましては熱心な指導者の方も多く、あるスポーツ少年におきましては、中学生も見ていきたいというような声も聞いてますので、そういった声も十分に反映をさせながら、多賀町の実情に応じた体制整備ができるように取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。本当に言われるとおり、各スポーツ少年団の指導者の方等も聞いていますと、本当に熱心に中学生を指導してくださっている様子が私も見受けられますので、そういった方にお願いができたりするとすごく安心感があるなど、この地域移行ももっとどんどん進んでいくのかなというふうに思っていますので、言われるとおり、地域との連携を大事にしながら、更に中学生が部活動ができる期間というのは本当に2年半しかない、本当にあっという間に終わってしまうので、より充実したそういった活動ができるように進めていただければというふうに思います。ありがとうございます。

4つ目、地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。

〔「3番目の質問に対してちょっと反問権を使わせていただきます」の声あり〕

○議長（菅森照雄君） ただいま反問権の行使の要求について許可します。

事務局はこれより残時間を停止してください。

久保町長。

○町長（久保久良君） 3番目の質問、これは人が特定されますので、個人の名誉にも関しますので、ただいま課長が質問しましたように、専門員の方、地域移行に向けて積極的に取り組んで地域移行に向けて進めていただいていますので、そのことをご理解いただきたいと思いますので、ご理解いただけるようやったらその旨私にお伝えください。よろしくをお願いします。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。ご説明いただき、ご理解することできております。今の3番の質問、それから1番のほうの質問に関しても、私の申入れ方が良くないなということを今回反省しております。日頃から、この地域移行のことに関しても竹田課長からいろいろなお話を聞かせていただき、一生懸命していただいているということもご理解しております。ただ、子どもたちのために、また保護者の不安があるというのが現状ですので、どうなっているかということをやっぱり皆様に早めに知らせていただきたくあえてこちらで質問させていただいているということもありますので、大変申し訳なかったなということですので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 今、反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいでしょうか。

○町長（久保久良君） はい。

○議長（菅森照雄君） 以上で反問権の行使を終了いたします。

これより一般質問を再開いたします。

事務局は残時間の停止を解除してください。

小島議員。

○1番（小島櫻君） では、引き続き4番目の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊には年間200万円の活動補助金が支給されておりますが、この補助金が正しく使用されているか、またその使用が地域振興にどのような成果をもたらしているのかについて調査させていただきました。今回は、多賀町地域おこし協力隊の活動収支決算書やNPO法人おおたき里づくりネットワークの活動計算書を基に、補助金の動きやその効果について具体的に確認しています。その中で、次の5つの質問をさせていただきます。

1つ目、地域おこし協力隊の活動補助金に関する事業実績書および活動収支決算書のチェックはどのような方法でどなたが行っていますか。

2つ目、現在3名の地域おこし協力隊がNPO法人おおたき里づくりネットワークに所属されていますが、多賀町が交付している活動補助金のうちいくらがNPO法人の事業費として使用をされていますか。

3つ目、活動収支決算書によると、地域おこし協力隊の住居として使用されている施設の家賃が値上がりをしています。その理由は何ですか。

4つ目、経理委託費として1人36万円、こちらは多賀町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱に上げられている補助対象経費のどの項目に該当しますか。

5つ目、1年間の事業計画と活動内容について、現状の補助金の使い方による成果と達成率の確認はどのように行われていますか。

よろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 小島議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の地域おこし協力隊の事業実績および活動収支決算のチェックを誰がどのように行っているのかにつきましては、3名の協力隊それぞれより提出される実績報告書を基に、根拠資料との照合を企画課の担当職員が行い、その結果を町長に決裁していただいております。

2つ目の活動補助金のうちNPO法人の事業費として使用されている金額はいくらかのご質問ですが、3名の協力隊につきましては採用時点でNPO法人の一員として大滝地域の活性化や課題解決に取り組んでいただくことを活動内容としておりますので、原則的には全てNPO法人の事業費であると考えております。

3つ目の協力隊が居住する家屋の家賃が値上がりした理由についてでございますが、

3名のうち2名の家賃が昨年11月より増額しておりますが、その家屋につきましてはNPO法人が管理する家屋であり、家屋の修繕や改装に要した費用に家賃収入を充てている関係から、年度途中の家賃改定を行う旨の相談を受け、町が補助金交付要項で定める家賃の上限額以内であることから承諾したものでございます。

4つ目の経理委託費は、多賀町地域おこし協力隊活動補助金交付要項に掲げる補助対象経費のどれに該当するのかにつきましては、同要綱の別表より、定住に向けて必要となる環境整備に要する経費として理解しております。その理由につきましては、経理委託費をNPO法人の収益とし、隊員が任期終了後も引き続き地域へ定住するため、雇用創出を目指す地域商社事業の整備経費に充てているためでございます。

5つ目の1年間の事業計画と活動内容について、現状の補助金の使い方による成果や達成率の確認についてでございますが、大滝地域の活性化を目的として令和2年度より地域の皆さんと議論を重ねた結果、持続可能な地域活性化活動の実現をさせるため、令和4年度にNPO法人おおたき里づくりネットワークが設立されており、その組織の中心的な任務を担って各種事業に取り組んでいますのが、3名の地域おこし協力隊になります。よって、事業の成果や達成率はNPO法人の活動内容に対して検証を行うもので、各隊員より毎月提出される活動報告書や毎週月曜日のミーティングにおける事業の進捗状況や計画等の報告を企画課担当職員が確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。1番目の質問に関連をして再質問させていただきます。

活動収支決算書には領収書の添付がなかったように思えるんですけども、この添付がない理由と、写真を見せていただいたと思うんですけど、確認しているところの写真をその代わりに添付をしていただいているんですけども、通常、監査等が入ると領収書の添付が必要かと思うのですが、これない理由をひとつ聞かせていただきたいなということと、もう一つ、その書類等の提出がそれぞれからされているということなんですけども、隊員それぞれが作成をこれされていますでしょうか。お願いします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

まず伝票ですね。領収書等の確認ですが、全て担当の職員が現地のこいしまるのいえというのが一応事務所になっておりますが、そちらのほうで関係書類全部提出していただいた上で、それぞれ3人の協力隊の実績報告の中に割り振られておりますので、そのNPOの経理の中からどの部分がこれに当たるものかというのを確認は現地でしております。ただ、コピー等の添付の必要性を求めておりませんので、実績報告書には付いていないという状況でございます。ただ、庁内の監査でもご指摘を受けた部分でもございますので、今後につきましてはもう少し監査の中でも確認をしていただけるような方法

を検討してまいりたいとは思っております。以上です。

それともう一つ、3人それぞれ、先ほど申し上げましたように、3人別々の実績報告が出てまいります。取り組んでいる事業につきましても、3人全く同じもの、同じ事業をやっているわけではなくて、担当している業務というのは分かれてまいりますので、それぞれ別々の内容を3人それぞれ個々にチェックをさせていただいているという状況でございます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。領収書の件は監査等でも指摘があったということですので、また今後対策をされるかと思いますが、2つ目に聞いたのは、一括で提出はされていますが作成そのもの自体をそれぞれの隊員がきちっとしていますかというご質問だったんですけども、私が隊員に確認をしたときに、一括で1人の人が作成をしているというふうに聞いていたので、それは果たして責任としてどうかというふうなことを思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） すいませんでした。質問の内容を間違って受け取っております。議員おっしゃるように、それぞれの3人の活動報告書につきましては、毎月の報告書はそれぞれ隊員が作っておりますが、経理の部分をNPO法人の中で1人の隊員がNPO法人の経理を担っている関係で、その職員というか協力隊が3人分の経理の部分の実績報告はそれぞれまとめているという状況になっております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。NPO法人おおたき里づくりネットワークという団体があって、そこに地域おこし協力隊が派遣されているような状態、一員として活動されているということなんですけども、家賃のお話がちょっとありましたけども、隊員が住居として住まわれている家をNPO法人おおたき里づくりネットワークが借上げをしているというようなことを聞いたことがあるんですけども、そこからまた隊員に貸付けをするとか、家を貸して家賃を取るというのは、これ中でお金が流動しているように見えるんですけど、その辺りはどういう仕組みになっているのかということと、ちなみに先ほど家賃の中に修繕が入っていると、修繕費用を取っているということがあったんですけども、いくらずつなのかということをおちょっと詳細を教えてください。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） NPO法人が所有している家屋というものは、このNPO法人の空き家活用という事業をやっておりますが、その事業の一環で空き家を借り上げるなり買い上げる過程の中で、また新たな買主を見つけるという事業がございます。そのような事業の一環として所有していたり借用している家屋を協力隊の住居として一時的に使用させているということになりますので、それはNPO法人が一般の方に貸すなり売却するなりしたときに徴収する家賃という考え方になりますので、協力隊が住むため

の家賃というのは活動費の中で出すということで問題はないというふうに我々は考えておりますし、それとあと家賃が値上がりしたときに修繕費等が上乗せされてるというふうに私はご説明させていただきましたが、それはあくまで個々のこの家に対してどれだけかかったから家賃をこれだけ上げるというわけではなくて、NPO法人の会計の中でその家屋に対して改修なり修繕を総合的に行っている経費をNPO法人として経費を上乗せをして改修をしていくという部分になりますので、それが不当な金額が上乗せされてるというふうに認められるようでしたら、我々も上限の範囲内というのがありますので、5万円という上限の範囲内に収まっておりますので、我々としては家賃はあくまでNPO法人と協力隊の間の賃貸借契約に基づいてお支払いをしているというふうに考えておりますので、そこについては個々の修理代がどれぐらいかかったからこれだけ上がったというふうな考え方はしていないという状況です。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 今の説明で私がちょっと理解がしにくかったんですけど、修繕費は修繕が必要となってから修繕費を取られているわけではなくて、毎月の家賃の中からいくらかをプールされてる形で、その中から修繕をされているという理解でいいですか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） 私の説明が非常にうまくなくて申し訳ないんですけども、NPO法人が一般のお家を借りたとします。借りたときに次の借主に渡す過程において、やはり住める状態でなければ買手がなかなか見つからない、それを住みやすい状況にすることで借手が見つかるという部分で、そこに修繕費なり改修費をつぎ込んで商品価値を高めて新たな借主を見つけるという事業になるんです。それは一般の不動産やらもやられている手法やと思うんですけども、それを使って、自己資金を使って、その改修をやっている、その自己資金をつぎ込んだ改修費が家賃の上に乗ってるということになります。ですので、そこで利益を上げないとNPO法人としては活動費が生み出せない。ですので、たまたま協力隊に貸しているのもあって、一般の方に貸したときでも所有者から借りたお金と同額で貸していたんではそこに利益は生まれないということになりますので、そこに差額が出ることについては我々は何ら問題はないというふうに考えております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） 私の認識が間違ってたら申し訳ないんですけども、NPO法人おおたき里づくりネットワークに空き家対策として利益を上げることが一つの事業になっているという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） NPO法人といいますと、非常に私も勉強不足で、利益を上げてはいけない団体ではないのかなというふうに思っておりましたが、有識者の方に確

認をさせていただく上で、NPO法人といえども活動経費は必要になってくる、その活動経費を生み出すための利益を生み出すことは違法ではないということで、普通のことというふうに考えていいということでした。ですので、今、NPO法人が収益を上げる事業をやっているのは、最終的には今の地域おこし協力隊が中心的な労働力といいますかスタッフになるんですけども、その方々に今は協力隊としての報償費が出ております。3年間で上限で出ておりますが、その後も雇い入れられるような組織になるための収益を上げていく、そのベースをつくる、組織としてそういう組織になるためのベースをつくっている状況になります。ですので、今上げている利益というのは最終的には協力隊が定着できるような給与といいますか、そういうものがお支払いできるような組織になっていくための準備をいろいろな事業をやっていると。また、それ以外にも当然、地域おこし協力隊は大滝地域の活性化のためにNPO法人で事業をやっているわけで、その事業の中身も経費のかかる事業もたくさんあります。それは経費がかかるだけで、なかなか収益として挙げられない事業もたくさんあります。でも、そこに必要な経費というの、そういうもので生み出された経費で賄っていくのが最終的な目標と。今は協力隊の活動費というものを使わせていただいてNPO法人としては機能しているわけですけど、今後そういう収入が自己収入といいますか、そういうものが生み出せるのが最終的な到達点というふうに考えておりますので、今はまだその過程ということです。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。もう1点、4つ目の質問に関連して、今ご説明いただいた内容も絡んでいるかと思うんですけども、隊員が任期終了後の人件費というふうな形でご説明があったかと思うんですけども、活動費なので活動に充てるのが通常であるかなという理解はしているんですけども、今の地域の活性化であったりとか、隊員が例えば3年を経過したときに地域に残れるような起業とか独立をしていくための活動費として使われるのかなという認識なんですけども、この終了後の人件費として残していくというのは本来の活動の活動費としての使い方としてはどうなんでしょうというのを問いたいんですけども、お願いします。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

経理委託費という名称が非常に変というか、受け取りにくい名称で、この件につきましては決算監査の中でもご指摘を受けております。内容的にはこの経費につきましては、先ほど申し上げましたNPO法人の中で協力隊が定住できるための環境を整備するための経費というのが要綱の中にうたわれております。それに該当する、といいますのは、NPO法人で先ほど申し上げました協力隊の給与相当額が生み出せる収益を上げられる組織になるためには、今まだ事業を続けている中で収益を上げられる事業が、一人前というか独り立ちできるようになる必要があります。そこへ持っていくための費用が当然必要になってくるわけで、その経費としてこのお金が使われているということで我々は

解釈しておりますので、それがほかの目的に使われているということであれば全然話は違ってくるわけですが、今現在、NPO法人の活動内容につきましては、大滝の地域の方々が必要とされる事業ならびに協力隊が将来的に3年後も定着できるための下地づくりをしているというものに充てられている経費でございますので、その部分につきましては、我々は問題ないというふうに認識しております。ただ、名称がこの経理委託費というのは非常にやっтерることと違わへんかということとはご指摘受けております。ですので、名称が非常によろしくないということで、内容につきましてはきちんと確認させていただいた上でも経理委託費としては高額すぎるということもあって、100%経理委託費ではないというふうに我々も考えておりますので、もう少し活動経費なり何なりもう少し分かりやすい名称に変える必要があるんじゃないかなんかという事は思っておりますので、次年度以降はもう少し明確な名称に変えさせていただきたいと思っております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。活動費1人200万円というお金が出ているんですけども、地域の活性化を中心としたものに使われていくというのが私たちの認識ではあったんですけども、今後のこともちょっと考えてということなんですけど、また隊員が3年を経過した後は別の補助金も使われるというふうに聞いてはいるんですけども、その3年もしくはその隊員が終わった後の1年間の補助であったりとか、その達成率というか、地域にやっぱり残っていただくとか、何か事業が1つやっぱり収益が得られるような実績を上げていくというような活動に200万円というのを使っていただきたいなというふうに思っているんですけども、例えば家賃も当然修繕というのがあるので値上がりしているというのは理解できるんですけども、200万円の中の月5万円でしたら、年間でいったら家賃だけで60万円の経費が必要になってくるということは、残り140万円。さらにこのさっき言った36万円が引かれるのでと思うと、半分ぐらい実際稼働するための資金として使われているのかなんかというふうに思うと、果たしてそれで足りているのかなんとか、活動が十分にできているのかなんかということをやっと心配しますが、その辺りは現状どうでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問ですが、確かに今ほどおっしゃられました金額、かなりの高額が200万円のうちから出ていっている。ただし、今の3人の協力隊というのは、NPO法人に加入してNPO法人を通じて大滝の活性化の事業を活動をやるとするのが採用時点の条件になっております。ですので、協力隊の活動は全てNPO法人を通じた活動になってまいります。ですので、NPO法人が大滝の活性化のための事業を展開していく上で、経費がNPO法人から出ていっています。ですので、先ほど申されました家賃と経理委託費のお金もNPO法人の経理の中に入って、NPO法人の経理を通して大滝の活性化の事業をされてるわけですから、直接200万円からその

経費を出しているわけではないですので、冒頭の私の説明をさせていただいた中にも、200万円の活動費というのは全てNPO法人の経費の中に入って、NPO法人の事業として事業を全てNPO法人がやっている。その中でまた仕事をしているのは協力隊という形になってますので、NPO法人イコール協力隊というふうに我々は考えていますので、そこについてはNPO法人に吸い上げられているというふうな認識は持っていないというのが現状です。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。言っていることはよく分かるんですけども、中で滞留しているようにちょっと私は思ってしまうんですね。これは私の考え方なのかもしれませんが、隊員がNPOに所属をしています。その活動費も隊員に付随しているのでNPOでも使えます。それは分かるんですけど、同じ組織の中で隊員の少ない活動費の中で地域を盛り上げていただこうと思ったら、やっぱり家賃の5万円が妥当なのかなとかいうふうにはちょっと思ってしまうんですけども、ちなみに多賀町とNPO法人の関係はどんな関係として捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問ですが、冒頭私の答弁の中にも少し触れさせていただきましたが、令和2年度から約2年間ほど大滝里づくり魅力化プロジェクトという組織を立ち上げて、地元の方々、何人かの方々と大滝の活性化について議論をさせておられます。約2年ほどの活動の中で、最終的に大滝の活性化をどのような形で進めるのが妥当なのかという議論の中で、最終的に地元の方もやはりもう高齢化が進んでいたり仕事を持っていたりという中でなかなかそれを中心に生活ができないということもあって、何かその活性化を実行する組織が必要という中でNPO法人が立ち上げられた。そのNPO法人は誰がスタッフとして動かしていくのかという中で、そこにはやはり協力隊の助けが必要であるということで協力隊を入れようという流れになって、NPO法人が設立されております。ですので、町としては、立ち上げに関しては先ほどの魅力化プロジェクトにも町は関わっておりますし、もっと前の大滝の活性化を考える段階で問題提起や課題解決の手法を抽出する中で、それぞれ大滝の方々から意見を頂いた過程でも役場が関与しておりますので、全く関与してないわけではないです。ただ、NPO法人として立ち上がった以上、そこからは組織としては別です。別ですので、町の一部とか町の仕事を代行してもらうという意味ではなくて、大滝の活性化のために活動をする団体として、そこは一線を引いて考えております。ただ、協力隊につきましては、そのNPO法人のために雇用している、採用しているということになりますので、協力隊がNPO法人の事業以外の活動をするということは、この今の3人の協力隊に関してはないということになりますので、全てNPO法人として協力隊は活動していくという形になっております。ほかの協力隊につきましては、200万円という活動費を自分ですべて支出しながら地域のために活動するとか、そういう協力隊もおります。た

だ、この今の3人の協力隊はそういう形のものじゃなくて、あらかじめこちらのほうで指定した職務に就いていただくために採用している協力隊という形で、ちょっとほかの協力隊とは違うというふうに我々は考えております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。NPO法人はあくまでも民間の団体であるということで、組織は別というふうに言われていたんですけども、協力隊は行政が管理をしているもので間違いはないですね。NPO法人は別組織なので、そちらで活動をされているということなんですけども、行政が管理しているものを民間の団体に送り込む、これが悪いとかではなくて、そうなったときに民間の団体に対して、今回は特に地域おこし協力隊というのを派遣しているような状態ですので、こういうことは言葉は悪いかもしれませんが、やってほしくないとか、仕事として任せないでほしいとか、逆にこういうことをやってほしいとか、何かそういう要望をNPOに対して出すことというのは可能でしょうか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） ただいまのご質問ですけども、先ほどの答弁の中でも、毎週月曜日がミーティングの日というふうに決まっております、担当職員は毎週こいしまるのいえて打合せを行っております。その中には活動結果の報告であり、今後こんなことをやっていこうと思っていますというふうな話が出てまいります。ですので、役場がそこで意見が言えないわけでもないですし、これはおかしいんじゃないですかという部分は申し上げられます。当然、それは毎週続きますので、それについては町の意見は十分入ってきます。ただ、大滝の活性化の目的としてのNPO法人ですので、役場の意見といえども、それに反することを役場がお願いするということは本来はあってはならないというふうに思いますので、その部分は役場といえどもそういう要望はしないということは守らなければならないとは思っておりますが、意見は申し上げられます。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） NPO法人の活動自体に行政からこうしてくれああしてくれは言えないと思うんですけど、そこに地域おこし協力隊がいるので、地域おこし協力隊の活動として制限をかける部分であったりとか、逆にもうちょっと幅を広げるようなことの要望というのは可能ということですか。

○議長（菅森照雄君） 藤本企画課長。

○企画課長（藤本一之君） NPO法人には定款が定められておまして、その定款の中には大滝の活性化のために必要な事業をこのNPO法人は行うというふうに明確に記されております。ですので、その内容自体が町の求めている、NPO法人に求めている内容とまず違うものではないというふうには設立時点で確認はしております。ですので、その定款に基づいてNPO法人が事業を実施する分につきましては、役場としては何ら問題ないはずで、ですので、その辺の確認というかチェックはしておりますけ

ども、全然関係ない事業をNPO法人がやっていくということは考えられないというふうには考えております。

○議長（菅森照雄君） 小島議員。

○1番（小島櫻君） ありがとうございます。大滝活性化をさせるためのNPO法人ということですので、そこに地域おこし協力隊という力を借りて今、取組をさせていただいているので、藤本課長が何度も法に反してはいないとか言ってくれるんですけど、私はそこが追及したいのではなくて、本当にこの200万円が有効に活用されているのか、今の現状の使い方が本当にいいのかどうかというところを再度検討いただきたいなということと、いろんな事業をされている中で、まだ地域おこし協力隊が残れるような事業が進んでいないようにも感じているので、どうやったらそれがうまくいくのかということにこの200万円を有効に使っていただきたいという思いで今回質問をさせていただきました。今後も地域おこし協力隊の力は必要だと思いますし、もちろん民間のNPO法人の力も必要だと思うんですけども、なかなかこの関係性が本当にややこしいなというふうに思っていて、今日も話を聞かせていただきながらもやっぱり不透明な点がいくつかあったり、なかなか評価しづらいなとか、地域の活性化につながるようなイメージがなかなか湧きにくいかなというところも正直感じた次第ではあります。ほかの議員であつたりとか、また議長とも話合いをして、もし良ければまた詳しく一度お話を聞かせていただける機会をつくっていただければというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で2時50分とします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を開始します。

次に、4番、近藤勇議員の質問を許します。

4番、近藤勇議員。

〔4番議員 近藤勇君 登壇〕

○4番（近藤勇君） 4番、近藤でございます。ただいま議長の許可を頂きました。

私、1点だけ、獣害対策、特にシカ対策について質問をさせていただきます。

先般の豪雨で、もう先刻皆さんご存じのように、伊吹山において何度となく地滑りの被害が発生をしております。これは、テレビ、新聞等々ニュースを見ておりますと、シカによって山の草木が食い荒らされて地肌が丸出しとなっていることが原因であるというふうに言われております。

これらを防止するために、米原市を中心として近隣市町と連携し、伊吹山に生息するシカの捕獲、駆除を行い、併せて伊吹山に植栽を行うものとなっております。昨日のニ

ユースでも、伊吹山のシカは何か9倍の数になったというようなニュースをしてたように思います。

一方、我が多賀町においても、霊仙山に多くのシカが生息をしております。これ、私事になりますけれども、先般、私のところの久徳の氏神の神事で霊仙山に登るわけでございますけれども、その際に伊吹山と同様にはげ山となって、もう獣臭がはなはだしいという山の状態やというふうに聞いております。先般、私の息子も行ってまいりましたので聞いておりますと、一目100頭は下らんかと、多く言えば200おったか分からんかというような話を息子のほうから聞きました。

このように、鈴鹿山系には多くのシカが生息をしております。この一部が山を下りて、人里で農家が作付けしている農産物に害を与える状況と思われます。特にこれからの作物であります米、そば、大豆、野菜などを我が物顔で食い荒らす獣害が絶えない状況ということでございます。特に、大豆あるいはそばで新芽を食べられますと、もう実はありません。一生懸命耕して肥料をやって種をまいて目が出てきた、ああ良かったなと思ったら新芽を食い荒らされるというような状況で、私の近隣にもございます。

獣害対策では、猟友会の獣害駆除、恒久電気柵などの町の支援と地域の関係者の日頃の維持管理はありますが、農業者、家庭菜園を楽しみにされている皆さんの気持ちを踏みにじるような被害をもたらしています。また、農作物を出荷し生業としている皆さんにとっては、サルの被害よりもシカの被害のほうが甚大であり、生計に大きな打撃を与えております。シカの駆除については難しいということも聞いておりますけれども、以下の点について質問をさせていただきます。

1点目は、現在の生息数または生息状況について町当局として把握をしておられますか。

2点目は、農産物の被害状況を町として把握されていますか。また、把握されている場合、その被害に対する補てん等対策について考えておられますか。

以上、2点お伺いをさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 近藤議員のご質問、獣害対策、特にシカ対策の状況について、お答えいたします。

1点目の現在の生息数、または生息状況についての把握についてであります。多賀町内で獣被害をもたらすシカ、イノシシ、サルの生息数は、サルについては滋賀県や多賀町独自の調査により、群、個体数をおおむね把握しておりますが、議員ご質問のシカにつきましては多賀町としての生息数は特定できておらず、県が令和元年度に示した第4次ニホンジカ第2種特定鳥獣管理計画において、湖東地域で9,572頭を参考としているところです。

この間、シカを総数2,104頭駆除しておりますが、狩猟を止めていた期間やその

繁殖率を考慮すると、必ずしも減少していないと認識しております。

議員のご質問要旨にありますとおり、奥山での生息数は大であり、また近山、獣害柵の近隣に生息し、特に河川などを動線として獣害柵のエリア内に入り被害をもたらすシカが絶えない状況でありますので、見識をお持ちの方にご教示を頂いているところでございます。

シカについては、蹄の間の異物を嫌う、2 m程度を優に超える跳躍力はあるが、生命にかかるとき以外はさほど飛ばない、学習能力はあるが程度は低いなどの生態、習性があり、この点から対策が講じられないものか、対策を講じるにしても、全てのほ場を網羅するには多額の費用がかかることから、まずは獣道、その動線を確実に把握する仕組みを構築することが先決、必須であるところをご教示を頂いておりますので、生息状況、生体、習性を把握しながら、獣害対策の方向性を見直してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

2点目の農産物の被害状況を町として把握しているのか、また把握している場合、その被害に対する補てんなどの対策についてであります。この1つ目の農産物の被害状況の把握につきましては、各自治会に照会をご依頼し、そのご報告をもつての把握としております。

照会の方法は、毎年5月頃をお願いし、直近での被害相当額は、令和3年度72万4,000円、令和4年度212万1,000円、令和5年度132万9,000円となっております。ただし、この額が上限額ではなく、それ以上の被害があるものと認識しているところでございます。

また、被害をもたらした獣類、令和5年度でご説明いたしますと、シカが305aで68万2,000円、イノシシが49aで25万9,000円、サルが72aで38万8,000円となっており、やはりシカによる被害が甚大であります。

2つ目の被害に対する補てんなどの対策につきましては、新たな制度設計、補助金制度を設けることはかなり難しいものと考えております。

まず被害農産物が家庭菜園、自家消費用の場合、丁寧に丹精を込められて育てられた農産物を一番おいしいときに荒らされたときの口惜しさ、喪失感が計り知れないことは重々承知しておりますが、その対価を求めるとき、品質の差異から一律に算出するのは難しく、また現行制度の小規模農地獣害対策補助金をもって被害に遭わない対策を講じていただくご支援もありますので、一概にしても良いものか悩み、慎重に考えさせていただきたいところでございます。

また、出荷販売用の場合、被害に遭われたときのお気持は先ほどと同様で、加えて、生活、生計、農業経営に直接多大な影響が生じるのですが、獣被害も含めた収入減少の補てん対策として農業共済組合の収入保険制度が設けられております。

この収入保険制度にはいくつかの課題があるとは聞いておりますが、被害対策、損失の補てん対策として一考していただく機会を調整させていただきたいと考えております。

ので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の獣害対策、特にシカ対策の状況についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。丁寧な説明をしていただきました。私は、以前からも獣害対策、何度となくさせていただきました。その中で、今までサルであれば相当数駆除をしていただきました。シシについては豚コレラでだんだん自然淘汰したということで増えていないという状況を聞いておりましたけれども、このシカ対策がいかに難しいかというのは分かります。今、課長から説明ありましたように、シカはピョンと飛び跳ねて知らん顔して行きます。私どもの一円にあります芹川ダムのあそこにずっと堰堤の下に電柵があるんですけれども、そこを向こうからピュッと飛び越えてこっちへ来ます。こっちからは、不器用に分かりませんが、よう飛び跳ねて向こうへ帰りません。そういう状態のあれがあります。

それともう1点、以前からも聞かせていただいておりますけれども、研究者によりますと、サルやったかな、青いテープ嫌がる、シカは黄色いテープ、逆でしたか。何かそのような話を聞かせていただいて、そのテープを田んぼの周りに張れという話を聞いたんですけれども、三反一角の100m、100m、30m、30m、約300m、テープをひゅーっと張ったらええだけと違って杭を立てて張らんなんという部分がありますので、なかなか農家はそこまで1枚の田んぼだけでないということでも人力をかけられないと。かけて自分で自分の身を守るということも必要かも知れませんが、そこまでのことがちょっとできないということもありましたので、何か町のほうで応援してもらえ制度がないかなということも聞かせてもらってる部分でございます。

それともう1点、併せまして、私どもも昨日おとといでしたかね、夜9時ぐらいにちょっと稲刈りが終わったもんですから、乾燥機を小屋でかけてましたので見に行って、久徳のあの芹橋を渡ったところなんですけれども、そこからちょっと田んぼを見てこうかな思うて、次のところの辻で八重練へ向いて曲がりました。あそこから行ったら、何か道に何かいてるなと思いましたが、5、6頭のシカがうろうろしておりましたので、ライトを軽トラでしたけどもパカパカとしたら、よっぽど私の軽トラが怖かったんか分かりませんが、シカは逃げて田んぼのほうへ行ってくれました。それと、私どもも今、芹川の土地改良にいてるんですけれども、東沼波から大堀山のところを越えてずっと上がってきますと、あそこにもまだシカがいてると。そして、ある議員としゃべってましたら、月之木の辺りにも芹川左岸の道路のところにシカが出ているという話も聞きました。以前には中川原の山田という分ですか、あそこの吉川先生のところなんですけど、あそこの信号のところである人が軽トラに当たられて、軽トラ潰れてしもうてえらいこっちゃ、何とかならんやろうか、シカに文句言うときないないって私は笑ってましたけれども、そのような状態がこの平地でも起こっております。先般は川相のほうへ寄せていただきましたら、夜にピーというんですか、何かシカの鳴き声が相当しており

ました。どこへ行ってもそのシカ、多くいてるんやなという認識はしておりますけれども、やはり農業を生業としている人の何かとかして手助けができないのかなという部分があります。

1点余談になりますけれども、山の人が山に山椒の木を植えといたらシカが皮むいてしもうて山椒の木まで枯らしよったと。あんなとげがあるのに山椒の木の皮までむいて木を枯らすんかという話で私はびっくりしてましたけれども、そのような実態、もう山に多分食べ物がなくなってきたから下へ降りてきて、下でおいしいもんがあったらそれ食べとこうかということやとは思うんですけれども、そのような実態ですので、猟友会の方とは協力していただいて、罠、あるいは鉄砲、檻等々の中で捕獲はしていただいていると思いますけれども、その辺の部分を何とかしてもう少し前に進めてほしい。

それと、課長の説明の中に農業共済の収入保険があるやないかと、悪うなったら収入保険入っといったらええねんと、僕は農家ですので単純にそういうふうに聞いたんですけれども、収入保険でまかなえるんやったら全部入っといったらよろしいわ。ほやけど、何やいうたら、農業で米作ってる、大豆作ってる、そば作ってる、ニンジン作ってるという人は、それを生業としてそれで収入を生計を立てようということを考えてるのに、害に遭うたさかいに収入保険でフォローしとけと、そんな考え方をしてもろたら私としては納得ができません。その辺はいろんな方策があるさかいということで収入保険の話をしていただいたと思うんですけれども、やはりみんなその農家の人が困ってるんやということをほんまにもっとど真剣に考えていただいて、何とかしてサル捕獲は一生懸命やっていただきましたから大分少なくなりました。それでももうちょっと年が経てきますと、一円、栗栖のほうには5頭、10頭の群れがバラバラ出てきました。一番多いときは麦を刈った後に落穂拾いで、ミレーやないですけども、サルがずっと落穂を拾いに来てくれました。そのような状態があります。あとさっき言いましたように、シシは豚コレラ、また影響は多分またもうそれがなくなって増えてくるかもわかりませんけれども、今一番大きな多賀の問題はシカでないかなというふうに思っておりますので、もう一度シカの対策についてどうするやと。どうするやというとなかなか難しい話になりますけれども、どのようにお考えですかということで、もう一度お願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

要旨のほうはどのような対策かというお話でございますが、ちょっと今、お話しの中で、獣の習性というところで、青色テープ、これはイノシシが色彩のほうは2色しか感知できないということで、イノシシの視界に入るところで青いテープを張ると効果があるであろうという話を伺ってます。黄色のテープは意外と効果がないようでございます。言われるように、今よく見かけられるのが芹川河川、あの大滝地域でも一緒のことだと思います。逆にイノシシとか学習能力があって、一度そこが通れないと判断すると痛い思いをすると来ない、サルも痛い思いをすると来ないんですけども、シカのほうは学習

能力が低いので、一度痛い思いしてても、ここは通れないというところがあってもまた別のところを探しに来るといふようなところで、逆に言えば絶えず追いかけていかなくてはならないというのがシカの習性というふうにご教示を頂いたところでございます。このようなことから、どのような対策を考えるのかというときに、まだ実行予算も何も協議ができていないところですけども、習性的にはもう蹄が汚れる、ちょっと費用のほうはまだ見込めてないですけども、グレーチング、道路側溝に引いてる側溝蓋でグレーチングがございます。これがやはり蹄との相性が悪くて、それをある程度の距離を引いておくと、そこは通れない場所という形で別のところに行くような傾向があるらしいです。ただ、先ほど答弁させていただいたように、全て仮に今お話があったような芹川沿いに、四手川沿いにそれを敷き詰めるということも、他の利用者のこともありますし費用のことがございますので、まずはどこを通っているのか、これをただ写真で撮るのではなく動画で確認して、どこから上がってきてどこのほうに逃げて、動いているのかというところからその対策を講じていこうではないかというようにお話を頂いておりますので、ちょっとその点について内部的にも今、協議を始めてるところでございます。実際まだまだ私も勉強不足ですし、まだまだ知見をお持ちの方のご教示を頂きながらと考えておりますので、ご理解いただきたいところでございます。

あと1点、収入保険の件についてお叱りがございましたけども、いろいろと課題は聞いております。保険料、また実際に発動されるタイミング、ただやはり今お話があったように、車の事故、また実際の被害を抑えるほうが基本で、そちらのほうに力を入れていかなければならないんですけども、まだまだイタチごっここのことも、手だてのほうも絶えず追いかけていかなくてはならないというところで時間がかかるかというところで、一考にさせていただきたいということでご説明させていただきましたので、説明不足で申し訳ございませんが、そのようにお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 近藤議員。

○4番（近藤勇君） ありがとうございます。もうくどくど言うてもあれです。転作は数量払いと面積払い両方が重なって補助金の対象となっております。そこで先ほど言いましたように、芽を食われて実がならなかったら収量払いはゼロ、面積払いだけということで、本当にそれを生業としている人は困らんなんということは、もう説明していただいている中で十分認識をして説明を頂いてると思いますので、私もこれ以上くどい話をするつもりもございません。先ほど申しましたように、農家はこれを生業としてやってる。午前中の質問にもありました特産物の話も多々出てまいりました。そのような部分で農家を守らんなんという形の中で、多賀の生業は農業、林業、商業やと。先ほど午前中も話ありました絵馬通りもだんだん店が閉まってきて商売もないのかなという話もありましたけれども、やはり全部が活性化してくるよという状態の願いを込めて一生懸命質問をさせていただいているつもりでおりますので、農業を何とかして守ってやらなあかんのや、林業にも力を入れんなん、商業にも力を入れんなんという状態

の中で一生懸命取り組んでいただきたいという願いをしまして、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前９時３０分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 ３時１５分 散会）

多賀町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹